



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国際連合安全保障理事会の越権行為に対する責任追及の可能性：憲章第7章に基づく拘束力ある決定を中心に
Author(s)	鈴木, 美香
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 8, 351-380
Issue Date	2001-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22335
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_P351-380.pdf



国際連合安全保障理事会の越権行為に 対する責任追及の可能性

— 憲章第7章に基づく拘束力ある決定を中心に —

すず き み か
鈴木 美香

目次

序 — 問題の所在	352
第一章 安保理の権限 — 加盟国は <i>carte blanche</i> を与えたのか	352
第1節 準立法的権限の有無	352
第2節 国連憲章の解釈方法	354
第1款 推論された権能 (implied power) をめぐる代表的学説	356
第2款 推論された権能によって認められる権限の範囲	357
第3節 権限踰越 (ultra vires) の法理	358
第二章 安保理による権限踰越の態様	359
第1節 安保理の行動の制約要因	359
第2節 旧ユーゴ国際刑事裁判所を創設した安保理決議の考察	361
第三章 安保理のコントロール	362
第1節 国際司法裁判所およびその他の司法機関	363
第1款 訴訟手続き	363
第2款 勧告的意見	364
第3款 憲章第7章に基づく安保理の決定に対する司法審査の可能性	365
第4款 ICJ によって権限踰越と確認された国際組織の行為の効果	367
第2節 総会	368
第3節 加盟国	369
第四章 結論	371

序 — 問題の所在

冷戦終結後、国連安全保障理事会（以下、安保理）は、平和に対する脅威や破壊に対処するため、あらゆる行動をとってきた。とりわけ、1990年の湾岸紛争以降、「憲章第7章の下に行動して（acting under Chapter VII）」という文言を用いて、具体的な根拠条文を示さないうまま、国連加盟国に対する軍事的措置を「容認（authorize）」したり、国際刑事裁判所を設置したり、人道的な介入等を行ってきている⁽¹⁾。もしある国家が安保理決議なしにそのような行為をした場合、一般国際法上、違法となる確率が高いであろう。安保理決議が違法性の疑いをはらす唯一最大の根拠となっている。ところで、安保理は憲章第39条に規定されているような状態が存在する場合、いかなることでも成し得るのであるか。

国連憲章第39条には、平和に対する脅威・破壊又は侵略行為が存在している場合、安保理が第41条及び、42条に従っていかなる措置を執るかを決定すると規定されている。第41条に挙げられている具体的な措置は例示列举であり、同条に挙げられていないものであっても、兵力の使用を伴わない限り、裁量により加盟国に命ずることができる⁽²⁾。これまで、安保理の広範な裁量権限を制約するのは、常任理事国の拒否権のみであるといわれてきた⁽³⁾。しかし、近年、常任理事国が拒否権を行使する回数は極端に少なくなってきた。1945年から90年までに、193回拒否権が行使されたのに対して、90年5月以降は、わずか5回のみである⁽⁴⁾。決議に反対を表明していても、有効な代案を出すことができないことから、採択の段階で棄権し、拒否権を行使しない。拒否権非行使により、冷戦期には考えられないほど、種々の活動を行えるようになったことは評価すべきである。しかしながら、それは同時に、憲章上存在している唯一の安保理の権限の制約要因がほとんど機能していないということも示している。さらに、結果として安保理の活動領域が広がったことにより、実現すべき価値が多様化し、常任理事国を中心とした

「正義の価値に対する平和の価値の優先（peace over justice）⁽⁵⁾」を基本とする安全保障体制自体も維持することが難しくなっている⁽⁶⁾。非常に不安定な状況で様々な決議が採択されているといえよう。

また、「平和に対する脅威」の認定が恣意的であるとか⁽⁷⁾、平和維持活動の派遣が不平等⁽⁸⁾である等、安保理の行動に対する批判が増えてきている。そして、国連の枠外でNATO（北大西洋条約機構）が武力を行使したり、西ティモールの国連難民高等弁務官事務所の職員への襲撃事件は、安保理に対する不信感のあらわれといえよう。それにもかかわらず、具体的な憲章の根拠条文も引かず、尚かつ、五大国一致の原則の意義が格段に低下している状況の下で採択された決定は、加盟国を拘束するのに正当なものであるといえるのであろうか。機構の実効性を重視して、憲章を柔軟に解釈しようとする場合、他方で、国家主権の擁護という観点から強い批判がなされる⁽⁹⁾。たびたび、加盟国は司法手続きや外交的手段を通じて、機構の行為の有効性に異議を唱えてきたし⁽¹⁰⁾、今後も安保理の活動が活発化するにつれて、加盟国が安保理の行為をチェックしたいという欲求は大きくなるであろう。この論文では、安保理は本当にオールマイティーな存在であるのかを検討し、もしオールマイティーではないとすれば、安保理の行動をチェックすることはできないかという点について考察する。安保理の決定をチェックできるか否かを確認する前提として、まず、安保理が与えられている権限の範囲を確定する作業からはじめる。

第一章 安保理の権限 — 加盟国は *carte blanche* を与えたのか

第1節 準立法的権限の有無

国際組織について、普遍的に受け入れられている定義は未だ確立してないが、おおよそ次のような性質を持つものである。すなわち、①非政府組織（non-governmental organization）とは区別された政府間国際組織（international inter-governmental organization）であること、②加盟

国が任意により参加し、国際法に準拠して設立されたもの、③恒久的な機関であること、④加盟国の個別的決定の総体とは区別された組織自身の決定がなされること、⑤国家間の協力により、設立条約に示された機構の目的を達成すること⁽¹¹⁾である。このことからわかるように、国際組織は、包括的な主権を有する国家とは異なり、一定の目的を遂行するために設立された機能的な法主体である。国際組織の権利能力はその基本条約に示された目的を達成するのに必要な範囲で、限定的に与えられている。それゆえ、国際組織は国家のように「国際法上明示に禁止されていない限り、一切の行為を成し得る一般的権能を有している」との推定は働かないのである。

安保理はどのような権限が与えられているのであろうか。安保理は国連の機関のなかでも、機構の主たる目的である「国際の平和と安全の維持」に対する主要な責任を負っていることから、その権限は広範である。国連は、国際連盟時代におけるリーガリズムの失敗⁽¹²⁾をかんがみ、「正義」あるいは「法」よりも「平和」に優先的価値を与えることにした⁽¹³⁾。そのため、安保理の権能に対する制約の有無については、これまでかなり議論されてきている。

憲章の起草時、安保理に広い裁量権を与えることに対して、中小国から強い反対があった。そのため、国際の平和及び安全への脅威を認定する権限を総会にも与える(メキシコ)、理事会による軍事的強制措置の決定を総会の審査に服させる(エジプト)、理事会による強制措置の決定に緊急の場合を除いて総会の同意を要求する(ニュージーランド)など、多くの修正案が提出された。特に、憲章中に判断基準となるような「侵略の定義」を入れるというポリビアの修正案⁽¹⁴⁾は多くの支持を得たものの、「現代の戦争技術の進歩は、あらゆる侵略の事例を定義することを非常に困難にし、その結果として、不完全なリストが作成された場合には、安保理はリストに明示されなかった行為を軽視し、そのことが潜在的な侵略者が自己に都合のよいように定義をゆがめること可能にし、あ

るいは安保理による行動を遅滞させるようになるであろう。また、自動的に安保理の行動が発動されるようになると、時期尚早のうちに強制行動が適用される可能性がある⁽¹⁵⁾」ということから、採用されるには至らなかった。これらのような安保理の自由な行動に制限を設けようとする立場は、招請国(英、米、ソ連、中)の反対⁽¹⁶⁾にあったために、ダンバートン・オークス提案を尊重し、安保理に現行のような広い裁量権が与えられることとなった⁽¹⁷⁾。安保理の権限について、ダレス米国内務長官は、その著書の中で「安保理は同意された法を単に執行する機関ではない。それは自らが法である⁽¹⁸⁾」と述べているように、特定の場合には「立法者」としての役割も果たしているといわれることがある。ケルゼンは、第39条に基づく強制行動の目的は「法を回復すること」ではなく、「平和を維持・回復」すること⁽¹⁹⁾であるから、このような場合、憲章前文の「正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重と維持」の原則は適用されないとする。それゆえ、安保理は、国際の平和と安全を維持するために、決定を執行することによって、具体的場合のために新しい法を創造しようとするのである⁽²⁰⁾。このように、安保理に白紙委任に近い裁量権を与え、必要なときには立法もできるとの考え方が広くとられてきたが、その後の冷戦により、実際に第7章に基づく行動が行われなくなったため、この点についてほとんど議論されなくなった。

しかしながら、フィッツモーリス判事がナミビア事件の反対意見で、「安保理の権能に関する制限は、論争の余地のある国際的な事態が、平和と安全に対する潜在的な脅威を含むとあまりにも容易に認定されうるから、必要である。制限がなければ、安保理の機能は、決して当初意図されなかった目的のために用いられ得ることとなってしまふ⁽²¹⁾。」と述べて以来、安保理の裁量権の限界についての探求が行われてきた。ケルゼンが主張するように、「必要な場合には、現行の国際法と合致しない決定を行うこともできる⁽²²⁾」のであろうか。つまり、憲章は、安保理が国際の平和と安全の維

持という重要な任務を負っているために、必要な場合には「国際立法者」として、自由に加盟国に義務を課すことができるような、立法権限を与えていると考えることはできるのであろうか。

「国際立法」とは多義的な概念であるが、「相対的に独立の国際的組織体が法形成のイニシアチブをとり、発議・草案起草・審議・採択を行うという形での立法活動⁽²³⁾」であると定義される。主権国家の併存体系という構造を有する国際社会では、国内におけるような統一的な立法機関がなく、一方的な行為により拘束力を有する法定立を行うという本来の立法の概念は存在しない⁽²⁴⁾。しかしながら、そのような状況ではあっても、国際社会の一般利益の規範化を目指す「組織化された法形成」が行われてきていることに着目し、国際立法の存在基盤を見出すことはできるといわれている。その場合、共通して多数国間条約やコンセンサス方式で採択された決議など、その内容が国際社会の一般利益を表し、諸国の権利義務についても正義の実現と公平に基づくものであることが前提となる⁽²⁵⁾。依然として、主権国家の意思に大きく依存するものである。国際法の漸進的発達を推進すべき役割を担う総会ですら、一般的立法権限を有しているわけではない⁽²⁶⁾。それにもかかわらず、このような国際立法を行う権能が安保理に与えられていると考えることはできない。憲章の起草時、国連の強制措置は「国際の平和と安全の維持」という目的を直接に指向する「警察機能」を果たすべきものとして理解されていたのであり、それが国際平和実現の根底をなす紛争の実質的解決を強制するという、より広範な目的のためにも使用されることが予定されていたわけではないのである⁽²⁷⁾。従って、安保理は「国際の平和と安全を維持」するためにのみ加盟国に義務を課すことが認められているに過ぎず、加盟国が安保理に広範な国際立法を行う権限を与えたとは考えられない。たとえ安保理にある場合には国際立法が可能であったとしても、それは憲章第 39 条の具体的な事態が発生している場合に、それを取り除き、平和を回復するために必要な限度で決定を

行う権限を有しているという意味であり、加盟国が安保理に無制限にあらゆる行為を行うことができる権能を与えたわけではない。それゆえ、安保理は何らかの法に拘束されることは疑いなく、安保理が憲章第 7 章に基づいて行動するときであっても、憲章に定められた手続きに従わなければならない。既存の国際法規を完全に無視して立法することができる⁽²⁸⁾とみなすことはできない。

第 2 節 国連憲章の解釈方法

国際組織の権利能力はその設立文書に基づかなければならないのであるが、各条文に示されている合意内容を確定するために「解釈」が行われる。その解釈の過程を通じて、新たな権利が導き出されることがある。そこで、本節では、国連憲章の解釈方法を検討する。

通常、条約を解釈する場合「条約法に関するウィーン条約法条約」第 31-33 条の規定に従って解釈することになる。しかしながら、客観的法人格を認められ、国際の平和と安全の維持及び国際の公的福祉の増進という包括的な任務を負っている国連を設立する国連憲章を、単なる条約と同じように解釈してもよいのであろうか。これまで、ICJ は勧告的意見やその他の訴訟事件において、たびたび憲章を解釈することが求められてきた。これらの事例を検討することにより、ある程度、ICJ の憲章解釈に対する態度が導き出せると考えられる。

これまで、憲章の解釈の方法として、大きく三つの立場が対立してきた。すなわち、立法者主義 ('founding fathers' school)、文言主義 ('textual' school)、目的論的解釈主義 ('teleological' school) である⁽²⁹⁾。立法者主義とは、当事者の意思に重点を置き、条約の当事者は設立時に何を意図していたかを追究する方法である⁽³⁰⁾。国連は非常に長期間にわたる歴史の中で、その構成員も著しく増大し、設立当時の意思と同質であるとは考えられない。従って、このような国際組織の設立条約を解釈する際に、憲章起草者の意思を追究するだけでは十分といえない⁽³¹⁾。憲章の起草過程を参照する

ことは、当時の合意の結集点を明らかにすることであるから、少なくとも憲章の原則の正確な意味の決定を行うためには有効な手段である⁽³²⁾。したがって、準備作業は憲章テキストの意味の証拠としてのみ取り扱い、テキストを修正或いは変更する目的で用いるべきでない⁽³³⁾。

条約の自然の意味に従って解釈する方法（文言主義）は、長い間 ICJ に支持されてきており⁽³⁴⁾、その適用例は非常に多い⁽³⁵⁾。これは、条約当事国の意思はその起草された条約文中に反映されているという推定に基づき⁽³⁶⁾、当事者の意思は現実には条約文の中に表現され、具体化されているから、条文以上のものに頼って解釈する必要がない、という考え方である⁽³⁷⁾。また、憲章の文言の解釈の基準時については、国際組織の設立条約を解釈する際にも時際法の原則（doctrine of intertemporal law）⁽³⁸⁾ が働くという考え方から⁽³⁹⁾、同時代性の原則（principle of contemporaneity）が適用されるとの説もあるが⁽⁴⁰⁾、ICJ は近年そのような解釈方法をとっていない⁽⁴¹⁾。裁判所はあるテキストは何を意味するように意図されていたかを検討するだけでなく、現時点における語法で実際に何を意味しているかを検討する必要があると思われる⁽⁴²⁾。

国際組織の設立条約は契約的要素（憲章の修正その他の手続き事項）だけでなく、恒常的な制度を創設し、共通の目的の達成に向けての活動形態を規定する、規範的要素も含んでいる⁽⁴³⁾。いくつかの事件において、このような国連憲章の特殊性に言及し、それゆえに独特の解釈も必要であることが述べられている⁽⁴⁴⁾。言葉の通常の意味に基づく解釈では現実の要請と能力の間にギャップや欠缺が生じることから、これよりさらに進んで、目的論的な解釈方法によって憲章を解釈することが必要であるといわれるようになった。これは、起草者が何を意図していたかを追究するのではなく、条約の文言それ自体の意味を解釈することを基礎として、文言主義の欠缺を補うために、さらに条約の趣旨・目的も考慮する⁽⁴⁵⁾。憲章の特別な性質と、一定の機能・目的を実現するために設立

されたということから、憲章の解釈問題が生じた場合、機能性原理を優先させる解釈を行い、法の欠缺を解釈によって補うのである。このような解釈方法には、「特定の規定は単語の通常の意味と本文の他の部分とに合致する最大限の重みと効果を与えるように解釈されるべき」であるという「有効性の原則」⁽⁴⁶⁾ や「条約締結後の慣行」も考慮に入れる解釈方法⁽⁴⁷⁾、「推論された権能（implied power；次款参照）」が含まれる。これらの解釈方法は行き過ぎると国家の主権との抵触が生じる危険性が高いことから、判決や個別意見の中で目的論的解釈に消極的な意見が述べられることも多かった⁽⁴⁸⁾。しかしながら、最近では文言主義的な解釈方法の必要性を認めつつも、目的論的に憲章を柔軟に解釈し、国連各機関の権限を拡大する傾向がある。

近年、さらに国連の国際社会における機能の重要性が増し、また急速に発展する国際社会の状況に迅速に対応するため、国連創設当時は予想することのできなかつた事項についても何らかの決定をし、行動しなければならなくなっている。それゆえ、憲章を正しく解釈するためには、起草過程の議事録や憲章の文言を上記の原則に従って解釈するのみならず、国連の機能や目的、憲章全体の文脈も含めて解釈すべきであろう。憲章の起草者が意図していたことは、憲章を戦後の国際関係における諸国の行動を定める包括的な法典とすることではなく、行動のアウトラインを表現しようとしたのである⁽⁴⁹⁾。常に変化している社会状況に対応するために、憲章を解釈し適応させてゆくことを可能にしているのである。国際社会においては「合意は拘束する（pacta sunt servanda）」というのが原則であるので、加盟国の国家主権を尊重する場合、準備作業に基づく解釈と文理解釈が解釈の原則となる。しかしながら、国際組織は個別の国家のみでは達成することのできない目的のために協力するものであるから、組織を有効に機能させるための柔軟な解釈方法、という相対立する二つの解釈原則を認めることには、実質的な意義があるといえよう。基本的には、特定の条項

の文脈や憲章により狭く制限された解釈が求められていない限り、個々の条項は広く自由に解釈することが認められる⁽⁵⁰⁾と考えられている。

第1款 推論された権能 (implied power) をめぐる代表的学説

国連憲章はその任務の広範さ、国連の特殊性から、通常の国際組織の設立条約よりも、柔軟に解釈することが認められている。これまで ICJ は様々な解釈の原則を用いてダイナミックな解釈を行い、あらゆる権限を国連に認めてきたのであるが、特に「推論」することにより権能を導き出す傾向が強い。とはいえ、解釈のテクニックである以上、何らかのルールが存在するはずである。ここでは、そのルールを明らかにして、目的論的解釈によって認められる権限の範囲を特定する。特にその範囲について様々な説が存在する「推論された権能」の理論について考察する。

「推論された権能」の理論は、1949年の国連損害賠償請求事件の際に初めて認められて以来⁽⁵¹⁾、たびたび言及され、定式化されてきた。これまで、ICJ が明らかにした「推論された権能」の内容は、以下のようなものである。

①国際法上、機構は憲章中にはっきりと述べられていないとしても、必然的推論 (by necessary implication) によりその任務の遂行に不可欠なものとして機構に付与される権限を有しているものとみなされるべきである⁽⁵²⁾。

— 国連損害賠償請求事件、1949年4月10日。

②機構と職員との間に生じる可能性のある紛争を処理するための行政裁判所を設ける権限は、事務局の能率的運営を確保し、最高水準の能率、能力及び誠実を確保するという至上の考慮を実現するために不可欠であったと認める。こうする能力は、憲章の真意の必然的推理 (by necessary intendment) によって生じる⁽⁵³⁾。

— 行政裁判所仲裁裁定、1954年7月13日。

③「国際の平和及び安全の維持」という目的は、広範ではあるが、当該目的もまたその達成のために付与された権限も決して無制限なものではな

い。機構が国連の目的の一つと明示されたものを達成するために適切であったという主張を正当化する行動をとるときは、機構の権限外のものではないと推定される⁽⁵⁴⁾。

— 特定経費事件、1962年7月20日。

④適正に構成された国連の機関の決議であって、その機関の手続き規則に従って通過し、議長によってその旨宣言されているものは、有効に採択されたものと推定されなければならない⁽⁵⁵⁾。

— ナミビア事件、1971年6月21日。

決議の有効性を推定することにより、権限内である可能性を高くしようとする態度がうかがえる。「推論によって認められる権能」の範囲について、様々な学者が論じてきた。大きく、条約法の枠内に限定する厳格な立場 (第一の立場) と、設立文書から離れた自由な立場 (第二の立場)、そして組織文書を基礎とする機能的な立場 (第三の立場)、の三つの学説に分類される⁽⁵⁶⁾。第一の立場は、*pacta sunt servanda* の原則を尊重する観点から、国際組織の派生的な性質を重視し、設立文書の「条約の側面」を強調する考え方⁽⁵⁷⁾である。ハックワース判事が国連損害賠償請求事件の反対意見で、「機構は、委任され、列挙された権限の機構である、という事実を否定することはできない。加盟国が付与しようとした権限は、憲章の中加盟国の締結した補足的条約の中に述べられていると考えられるべきである。明示されていない権限は自由に推定されることはできない⁽⁵⁸⁾。」と判断したのは、この考え方の現れであるといえる。また、トゥンキン (Tunkin) は、設立文書を独自の (*sui generis*) 条約であることは認めながらも、その法的性質をあくまで条約法の枠内の概念として捉えている⁽⁵⁹⁾。それゆえ、黙示的権限は、条約解釈の一般的方法に従って、特定の場合に機構の諸規定の中で現実に推定されると考えられる程度においてのみ認められるのであり、黙示的権限に関する特別な規則があるわけではない⁽⁶⁰⁾と考える。このような考え方に基づくと、推論するにあつ

て、当事国の意思から離れてしまうことがないように、条文の自然の意味に従い、厳格に解釈しなければならないということになる。

それに対して、第二の立場は、国際組織の実効性を強調し、解釈する際に必ずしも設立条約に縛られる必要はなく、自由に推論できると考える。例えば、セイエステッド (Finn Seyersted) は、「国際組織は組織を統制する能力、条約締結能力、領域的管轄権、外交能力、国際会議への招集・参加など、必ずしも設立条約に書かれていない行為であっても国家と同じような方法で活動してきた⁽⁶¹⁾。」という事実から、国際組織も国家と同様に主権的な行為を行うことができると結論づけている⁽⁶²⁾。セイエステッドは設立条約の意義を、設立条約に書かれた目的や任務から、一定の行為を行う能力を除外するという消極的効果 (negative impact) を与えるにすぎない⁽⁶³⁾ と考える。つまり、憲章で明示に禁止されている権限以外であれば、自由に推論し、権能を認めてゆくことができるのである。

第三の立場は、国際組織の任務や権限は設立条約に基づくことを前提としているが、変化する国際社会の要請に対応してゆく必要性、機能的側面を強調するものである。グッドリッチは憲章の性質を以下のようなものと述べる。

国連憲章は重要な共通の目的を目指す国際組織のための法的基礎を提供している。国連は急速に変化しつつある世界の中に生まれた。…〈略〉…もしこの幼い機関が生き残り、世界の重要なファクターになるのであれば、機構が変わりゆく状況に適応し、その創設者達は予期していなかったかもしれない役割と活動を発展させることが、最初から必要であった。急速に変化している世界の必要を満たし、その中で重要な役割を見出すためには、適応と成長は死と忘却のかわりに選ぶ唯一の選択肢であった⁽⁶⁴⁾。

それゆえに、変化は必然であると考え。ヴァラ

(Francis A. Vallat) も、「憲章は若い文書であるけれども、既にその字義通りの意味は、変化と発展を経験してきた。真実を明らかにするためには、テキストのみに注意を払うのではもはや不十分であり、憲法の動態 (constitution in operation) も見なければならない⁽⁶⁵⁾。」と述べ、憲章は発展しゆく文書であることを強調している。この第三の立場は、比較的第一の立場に近い制限的なものから、第二の立場に近いものなど多岐にわたっているが、概して、第一の立場と同様に設立条約に基づくことを前提としてはいるが、権能を推論する際に規定の文言のみでなく国際組織の目的や機能といった点も考慮するという点が異なっているといえる。

上述のいずれの立場に従って「推論された権能」を考えるべきであろうか。国連は例え客観的法人格を認められていたとしても、派生的な法主体であることは疑いなく、国際組織が国家と同等の権利能力を有していると考えことは出来ない。「法的に明白に禁止されていないことは法的に許容されている」という残余原理 (residual principle) が国際組織には認められていないことから、セイエステッドの主張するように、基本条約を離れて自由に権限を推論してゆくことは不可能であろう。第一の、基本条約に忠実な立場に関しては、設立条約を解釈する際には、その発展的性質からある程度の目的論的解釈を行うことが必要である。そうでなければ、具体的に生じている現象に対応することができず、結局、当初予定されていた国際組織の目的を果たすことができなくなる恐れがあるからである。それゆえに、基本条約に規定されている任務・権限を前提として、それに条約全体の趣旨や当該国際組織の目的といった要素も含めて解釈し、権限を推論してゆく、第三の立場をとるべきである。

第2款 推論された権能によって認められる権限の範囲

ICJの「推論された権能」に関する判断から導き出すことのできる解釈原則はいかなるものであるか。全ての事例に共通していることは、(1)必然的

推断により導き出せるもの、(2)任務の遂行に必要不可欠であるもの、(3)設立条約に明示に示されている目的の範囲内であること、の三点である。そしてさらに①国連損害賠償請求事件と②行政裁判所仲裁裁定の事例では、国際組織の明示された目的を達成するために適当であると主張する場合と、適正な手続き規則に従って採択された決議については、「有効性の推定」が働くとされている。この「有効性の推定」は反証不可能であるわけではなく⁽⁶⁶⁾、一定の場合——必要多数を獲得できなかった決議や、国際組織の目的に合致しない決議——には有効性の推定が破られる⁽⁶⁷⁾。

基本条約に書かれている内容は、個々の機関によって若干異なっているものの、基本的には、
 <a> 機構の目的、 国際法人格から生じる権能（加盟国の合意により、明示に示されている当該国際組織の国際社会での行為能力）、<c> 機能と権限（functions or/and powers）、<d> 行動原則（機構がその設立された目的の遂行の際に従わなければならない行動様式）の4種類である⁽⁶⁸⁾。機構の目的や国際法人格から生じる権能、行動原則は設立条約に明確に規定されているのであり、これらを推論することはできない。それゆえ、推論することができるのは、<c>の機能や権限のみである⁽⁶⁹⁾。

安保理の場合、目的論的解釈を広く認めてゆくと「国際の平和と安全の維持」という重要な任務から、国際政治における多数決制への白紙委任になりかねない。安保理の「決定」には拘束力があるため、加盟国の意思とはまったく無関係に義務を課すことになるので、特に慎重でなければならない⁽⁷⁰⁾。国連は1949年の判決でも確認されているように、超国家的な存在ではない。たとえ憲章に明示に示されていなくても、「推論された権能」の理論を用いることにより、一定の権限を行使することができるとしても、必然的推論に基づかないもの、任務の遂行に必要不可欠であると考えられないもの、国際組織の目的に合致しないものはその権限の範囲外である。従って、そのような安保理の行為は国際法上違法であると考えられる。

第3節 権限踰越 (ultra vires) の法理

ECSC条約（欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約）は、第38条に加盟国または委員会が原告となって総会や理事会の制定する二次法規の合法性を争うことができる旨規定されており、無権限及び手続き要件違反の場合における取消訴訟が認められていた⁽⁷¹⁾。これに対して、国連憲章には同様の規定は存在せず、加盟国が総会や安保理等国連の各機関の決議の取り消しを求める訴訟を提起することはできない。しかしながら、このことは当然に安保理の決議の違法性を審査することは不可能であるということを示すのではない。上位規範と抵触する機関の行為を無効にするという権限踰越の法理を利用することにより、安保理の行動について司法的な判断を下すことが可能であると思われる。この理論は、諸法規間におけるピラミッド型位階秩序の存在と、権限踰越であるか否かを判断する特定の機関の存在を前提としている⁽⁷²⁾。そのため、国際社会では国家間の合意を国際関係の基礎としていること、また国際組織の行為の適法性を有権的に判断する機関が存在していることはまれであることから、国際法の領域において権限踰越の概念についてはあまり研究されてこなかった。そして、以上の理由から、権限踰越の法理を国際組織に適用することはできないという主張も見られる。しかしながら、国際組織はその設立条約によって権限を与えられていることから、設立条約は憲法的性格を有し、その意味でヒエラルヒーが存在する⁽⁷³⁾。安保理には広範な裁量権が与えられているが、上述のように無制限にその権利を拡大してゆくことが可能なわけではない。それは平和に対する脅威・破壊、侵略行為が存在する場合であっても例外でない。したがって、憲章や機構の目的に反して行った行為は違法であり、無効とされる可能性がある⁽⁷⁴⁾。また、ICJは国連の行為の適法性を審査する権限を明示に与えられてはいない。しかし、少なくとも正当に提起された具体的な訴訟事件において、判決を下すために必要がある場合に、付随的に当該行為の適法性を審査することは、一般的に通常の司法機能の枠

内であると考えられるし、憲章上も禁止されていない⁽⁷⁵⁾。それゆえ、ICJは一定の場合に国連の行為の効果について審査することができると思われる。

国際組織内部の権限配分に関する法規に違反してなされた行為の効果について、ICJが判断した先例として特定経費事件が挙げられる。加盟国の一部は、「安保理の権限を侵害して行われた総会による平和維持活動は権限を超越してなされたものであり、違法であるから、当該活動に要した費用につき、加盟国は経費の分担義務を負わない」と主張した。これに対してICJは、「この支出が憲章第1条に掲げられている国連の目的の範囲外の行為に対するものであるときは、国連の越権行為であり、憲章第17条2項に規定するところの『国連の経費』とみなすことはできず、無効である。しかしながら、当該行為が国連の目的の範囲内のもので、ただ単にそれが各機関の権限配分規定に合致しない方法で遂行された場合には、機関の内部問題にとどまり、第三者との関係では有効である⁽⁷⁶⁾。」と判断した。すなわち、加盟国の経費分担義務と総会による平和維持活動の合憲性の関係を完全に断ち切り、たとえ決議が違法であったとしても、加盟国は分担金の支払いを拒否することはできないと結論づけた。このことは、内部的な手続き違反という瑕疵のある決議であっても、加盟国はその違法性を追及することはできないということの意味するのであろうか。確かにICJが述べたように、国連の内部機関の行為が他の機関の権限を侵害した場合であっても、国連がこの行為によって第三者に対して負った債務には影響しないであろう。しかしながら、加盟国が違法な決議に基づく行為に対する抗議の手段として分担金の支払い義務を拒否する権利を認めないとの結論を導くために、国内私法上の無権代理を援用したことには疑問がある。この点に関しては「二機関の権限配分規定の違反という『内政』の瑕疵は『目的への合致』によっても治癒され得ず、加盟国に義務は生じない」等の反対意見が付されている⁽⁷⁷⁾。この事件で問題となったのは、国際組織と第三者

の関係ではなく、機構とその加盟国という内部関係であるから、単純に国内法上の理論を類推して解決するのは困難であろう⁽⁷⁸⁾。したがって、加盟国は組織内の権限配分に関する規定に反してなされた国際組織の行為に対して、何らかの措置をとることも可能なのではないかと思われる。

第二章 安保理による権限超越の態様

第1節 安保理の行動の制約要因

安保理は具体的にどのような法に従わなければならないのであろうか。安保理は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を負っており、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の認定を行い、何らかの行動をとることができる。憲章第7章の下で行動する際には、第103条に他の国際協定に対する優先義務が存在すること、第2条7項の但し書きで内政不干涉原則の適用が除外されていることから、条約または慣習法などの現行規則の適用を避ける結果をもたらさう⁽⁷⁹⁾。しかしながら、そのような場合であっても、安保理は国連憲章によりその権能を与えられていることから、当然憲章に反する行動をとることができない。憲章上安保理の行動を制約していると考えられる条文には以下のようなものがある。

憲章第24条2項に「国際の平和および安全の維持に関する責任を果すにあたって、国連の目的および原則に従って行動しなければならない」と規定されていることから、「憲章の目的及び原則」と適合して行動する必要がある。但し、一般に国連の行動を制限するといわれる、第2条7項の内政不干涉義務と、第1条1項の「正義及び国際法の原則に従って」という原則は、憲章第7章の下で安保理が行動する際には除外されていることから⁽⁸⁰⁾、制限要因にはなりえない。したがって「国際の平和及び安全の維持」という目的との適合性の問題となる。国際組織の目的に反する行為や決定は重大な権限超越を構成する⁽⁸¹⁾。そして、総会が一般的な勧告権限を与えられているのに対して、安保理に与えられている権限は、第6章、第7章、第8章、および第12章に限定されている。

安保理は一定の場合、非軍事的・軍事的措置も可能であるが、そのような場合であっても、今日基本的な権利であるとされている、人権や人道法に反する方法で行動することはできないであろうし⁽⁸²⁾、ローターパクト判事がジェノサイド条約適用に関する事件の個別意見で、「ジェノサイドへの参加を要請するような安保理決議を採択することはできない⁽⁸³⁾」と指摘したように、強行規範(jus cogens)に反するような措置をとることも認められない⁽⁸⁴⁾と考えられる。

また、安保理は、平和に対する脅威・平和の破壊・侵略行為が存在するような具体的事態に直面しているときであっても、国際立法者でないことから、一般的且つ非人稱的規則を決定として採択することはできない⁽⁸⁵⁾。特定経費事件でICJが指摘したように、安保理の憲章第7章に基づく行動とは「特定の国家に対して行う強制行動」のことである⁽⁸⁶⁾。そして、安保理が強制行動としてとれる手段は、サンフランシスコ会議でダンバートン・オークス提案第8章B節第1項の、安保理は紛争の平和的解決が失敗した場合には「憲章の目的と原則に従って、国際の平和と安全の維持のために必要なあらゆる手段をとることができる。」が削除され、第2項の「安保理は平和と安全を維持・回復するためにとられる手段を勧告または決定することができる」が、後の憲章第39条と第41条及び、42条の規定になったことから、安保理は「平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為」かどうか決定する広い裁量権を与えられていても、それに対してとることのできる手段は憲章に従って限定されていると考えるべきである⁽⁸⁷⁾。安保理が与えられているのは、現在存在している平和に対する脅威・破壊、侵略行為が行われている状況を改善する緊急の要請がある場合にのみ、必要な措置をとることができるという、高度に政治的な決定を行う権能である。また、第42条の「必要な措置をとることができる」という文言から、対象国で行われている行為をやめさせ、国際の平和と安全の維持または回復させることができる手段を用い、さらに、その行為との均衡性が考慮されなけ

ればならない⁽⁸⁸⁾。原因行為に比べて、強制措置が著しく均衡を失っているような決定を行うことは行き過ぎであるといえよう⁽⁸⁹⁾。

今日、リビアによる航空機爆破の容疑者引渡拒否、ソマリアでの内戦とそれに伴う飢餓等が発生している状態、ハイチ軍事政権による民政復帰の合意の不履行など、あらゆる事態に対して「平和に対する脅威」を認定し、強制措置を命じてきている⁽⁹⁰⁾。このような、最近の安保理の強制措置の傾向は「『国家責任』に関する ILC (国際法委員会) 条約草案」の第19条に規定されているような「国家の国際犯罪」——国際社会の基本的な利益の保護に不可欠な義務の違反から生じ、それゆえにその義務違反が国際社会によって犯罪であると認められる国際違法行為——への反応としての性質を強めているとの指摘が目立つといわれる⁽⁹¹⁾。すなわち、

- (a) 国際の平和と安全の維持に不可欠な重要性を持つ、侵略の禁止等の国際義務についての重大な違反
- (b) 民族自決権の保護に不可欠な重要性を持つ、力による植民地支配の確立または維持の禁止等の国際義務についての重大な違反
- (c) 人間の存在の保護に不可欠な重要性を持つ (an international obligation of essential importance for safeguarding the human being)、奴隷制度、ジェノサイド及びアパルトヘイトの禁止等の国際義務についての広範囲にわたる重大な違反
- (d) 人間環境の保護と保全に不可欠な重要性を持つ、大気または海洋の大量汚染の禁止などについての重大な違反⁽⁹²⁾

である。その中でも、特に安保理は人道的関心から、(a)に関してだけでなく、(b)(c)についても国際の平和に対する脅威として性格づけ、憲章第7章の射程範囲内のものであると考えられる傾向が増加してきている⁽⁹³⁾。イラク国内におけるクルド系一般住民に対する抑圧、ボスニア・ヘルツェゴビナへ

の人道的援助、ルワンダにおける内戦とそれに伴うジェノサイドなど、一国内における人権侵害や人道的な援助の必要性を理由に、武力の使用を容認した事例が非常に増えてきている。人道目的のために軍事的介入への門戸を開くことは、国連自身が実行するにせよ、武力使用の容認の方法によるにせよ、国連の強制行動に耐え難い負担を負わせることになりかねない⁽⁹⁴⁾。安保理の行動は、紛争の最終的な解決を目指すのではなく、あくまでも政治的配慮に基づく、緊急の措置である。安保理が第39条の認定を行い、行動をとることができるのは、国際の平和と安全を維持または回復するという観点から行えるのであるから、それ以外の場合に、たとえ「国家の国際犯罪」に該当するような場合であっても、強制措置を執ることはできないと思われる。憲章第41条及び、42条に規定される強制措置の趣旨は、違法行為の被告人を処罰することではなく、平和に対する脅威が存在する状況を終わらせるというものであり、法的な責任を追及する手段ではない⁽⁹⁵⁾。加盟国は、安保理に「国際の平和と安全の維持」という呪文 (magic words) を唱えるだけで、何でも望むことを行うことができる白紙委任状を与えたわけではないのである⁽⁹⁶⁾。

以上にあげたものが、安保理の行動に対する制約要因である。したがって、これらに反してとられた安保理の行動は権限踰越に該当する。これに加えて、憲章に明示されていない権能を「推論」によって導き出したとしても、それが第一章第2節で論じた解釈の限界を超えていた場合も、権限踰越の行為であるといえる。

第2節 旧ユーゴ国際刑事裁判所を創設した安保理決議の考察

次に、実際に安保理が採択した決議の有効性について検討する。ここでは、憲章第41条に例示されていない措置を命じた最も極端な例である、旧ユーゴに国際刑事裁判所を創設したことの当否について考える。

なお、本節の目的は、安保理の強制措置として、

決議によって刑事裁判所を創設することの妥当性を検討することであり、その後の常設国際刑事裁判所の設立の当否について判断するものではないし、まして、常設国際刑事裁判所の実効性について論じようとするものではないということをあらかじめ断っておきたい。

民族紛争が激化し、旧ユーゴスラビア諸国の悲惨な状況を改善するために、安保理は全会一致で安保理決議713⁽⁹⁷⁾を採択して平和に対する脅威を認定し、経済制裁など非軍事的措置（安保理決議757, 781）を決定した。続いて、1993年2月、安保理は、安保理決議713とそれに続く決議の内容を確認し、旧ユーゴスラビア領域内で行われている大量殺戮、大規模かつ組織化された抑留、レイプ、民族浄化を含む国際人道法の重大な違反の継続している状況は、国際の平和と安全に対する脅威を構成すると認定し、それらに対して責任ある者を訴追するために国際刑事裁判所を設立する決議808を採択した⁽⁹⁸⁾。同年5月、決議827において国際裁判所規程が盛り込まれた事務総長報告⁽⁹⁹⁾を承認し、国際刑事裁判所が設立された⁽¹⁰⁰⁾。

本来、人権問題など、長期的な平和の実現を目指す問題は、安保理ではなく、むしろ総会や経済社会理事会が管轄する事項である。また、決議という方法は、個々の手続きについて詳しく吟味することが必要である裁判所、裁判所規程を創設するには不向きである。にもかかわらず、迅速性・実効性を期待できる安保理の決定で国際刑事裁判所を創設するには、旧ユーゴにおける国際人道法違反行為が「平和に対する脅威」に該当すると法的に擬制することが必要であった。果たしてこれは憲章に照らして正しい判断であるといえるであろうか。

まず、第39条の認定に関しては、「平和に対する脅威」という概念に明確な定義が存在せず、安保理の裁量に委ねられていることから、それが正当であるか否かを他の機関が判断することは難しい。これまでの安保理の慣行や、旧ユーゴにおける深刻な状況を考慮に入れると、少なくとも、この認定が不当なものであるとはいえない。ここで

問題となるのは、この措置が存在する平和に対する脅威を除去するという目的に適ったものであるかということである。安保理が「平和に対する脅威」であると認定したのは、「旧ユーゴ国内において継続している武力紛争及び民族浄化や大量虐殺などの戦争犯罪行為が継続している状況⁽¹⁰¹⁾」であり、そこで行われた「個々の犯罪自体」が平和に対する脅威を構成しているわけではない。ゆえに、旧ユーゴ国内で行われた犯罪を事後的に裁くために刑事裁判所を創設することは、直接「国際の平和と安全の維持・回復」という安保理の目的に合致せず、その権限の範囲外の行為であると考えられる。このような行為は、第 39 条の認定を無意味なものにすると同時に、第 41 条の措置をとるためには第 39 条の認定を必要とする憲章の手続きに反することとなるであろう。国際刑事裁判所の設立根拠は、明示されていないものの、第 41 条を念頭に置いていると考えられる⁽¹⁰²⁾。この規定は安保理が加盟国に対して何らかの具体的な措置をとることを要請できるという規定である。それゆえ、旧ユーゴ国際刑事裁判所規程のような、将来にわたって加盟国の一般的行動を規制するような法的枠組みを創設することはできないと考えられる。また、国連事務総長の報告書で、旧ユーゴ国際刑事裁判所は安保理の任務遂行に必要な補助機関であり、司法的性格を有する機関として、安保理から独立して活動するものであるとされている⁽¹⁰³⁾。憲章第 29 条によって安保理が補助機関を設けることができるのは、「任務の遂行に必要」な場合のみであることから、裁判所の活動範囲は安保理の権限に属する事項に限られる⁽¹⁰⁴⁾。したがって、もし安保理がその与えられた権限を超越して旧ユーゴ国際刑事裁判所を創設したのであれば、この条文を根拠に国際刑事裁判所の設立を正当化することは困難であろう。

裁判所の設立は「憲章第 7 章の下」での措置であり、すべての加盟国を拘束するものである。同裁判所規程によると、国籍を問わず 1991 年以降に旧ユーゴスラビアの領域内で行われた国際人道法に対する重大な違反について責任を有する者を訴

追する権限を同裁判所に与えている（旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第 1 条）。そして、証拠の収集、逮捕、捜査、引渡等に関する加盟国の協力義務（第 29 条）が規定されていることから、紛争とは一切関係を有していない国家にも義務を課すことになる。これらの国家に対する義務履行強制の根拠を、憲章第 25 条及び 103 条に基づいて、無条件に認められると割り切って考えることができるかは疑問である⁽¹⁰⁵⁾。小和田恒氏は「単純に国際法と国内法の関係についての一般論に立脚して、この場合各加盟国は国連憲章という国際条約の当事者となったことによって憲章第 25 条の義務を受諾したことを根拠として、将来に向かって安保理が執ることがあるべき措置は、各加盟国の国内法制上すべて先験的 (a priori) かつ当然 (ipso jure) に、自動執行力をもつものとして効力を認められることになる」と断定することには、大きな問題があるように思われる⁽¹⁰⁶⁾。という。実際、各加盟国の管轄権に直接影響する問題について、法的な議論が十分に尽くされなかったため⁽¹⁰⁷⁾、旧ユーゴ国際刑事裁判所が実効的な機能を果たしているとはいえない状況である。このような事実を過小評価すべきではない⁽¹⁰⁸⁾。

以上のように、旧ユーゴに国際刑事裁判所を設置し、個人の刑事責任を追及することは、必ずしも、平和を回復するという目的にかなった手段であるとは思われない。さらに、その後の加盟国の反応や旧ユーゴ国際刑事裁判所の実効性をみても、安保理決議によって国際刑事裁判所を創設することが望ましいものであるとはいえない。とはいえ、当該決議についてその有効性が争われることはなかった。たとえ当該措置の有効性に疑問があったとしても、旧ユーゴの状況の深刻さ、及びそれへの対応の緊急性が重視されたこと、国際人道法に反する行為を許すべきでないという考慮が働いたことにより、加盟国はあえて法的な手続きの正当性を追及しようとはしないのであろう。

第三章 安保理のコントロール

権限超越が存在するか否かを判断するのは誰で

あろうか。憲章にはこの点についての規定はない。サンフランシスコ会議の委員会IV/2において、国連憲章はどのように解釈するか、また、解釈権限を有する機関はどれか、という質問が提出され、議論された。そこで得られた結論は、

国連の諸機関が日常の活動を遂行する過程で、特定の任務に適用される憲章の部分を解釈することは不可避である。これは、その任務と権限を規定する文書に基づいて活動する機関に固有のものであるから、あらかじめ憲章中にそのような権限を認める条項を定めておく必要はない。憲章規定の正しい解釈について、国連の機関の間で見解が異なるような場合には、難しい問題が生じる。もし、国内であったら、最も権威のある裁判所において最終的な決定がなされるが、国連にはそのような手続きが存在しない。もし、加盟国相互間で憲章の解釈について争うのであれば、他の条約の場合と同じく、その紛争をICJに付託することが認められる。同様に、総会または安保理は適当な事情の下で、憲章の規定の意味についてICJに勧告的意見を求めることができる。加盟国や国連の機関は適当な解釈を得るために種々の手段に訴えることができる。憲章中に様々な利用可能な手段を列挙、あるいは述べることは必要でも望ましくもないと思われる⁽¹⁰⁹⁾。

というものであった。有権的解釈を行う権限を有する機関についての言及はされていないが、ICJをはじめとして、その他いくつかの手段によって、憲章を解釈する可能性を認めている。本章では、解釈権を有する可能性について、ICJ、総会、そして加盟国自身について検討する。

第1節 国際司法裁判所およびその他の司法機関

EC⁽¹¹⁰⁾やICAO⁽¹¹¹⁾の設立条約には、権限の欠如や濫用、手続き上の瑕疵の疑いがある場合、当該機関の行為の違法性について条約に定められて

いる裁判所が審査し、行為の無効を宣言することができる」と規定されている。しかしながら、国連憲章には同様の規定は存在しない。国連憲章第92条で、ICJが「国際連合の主要な司法機関」であること、第94条1項において「各国連加盟国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、ICJの裁判に従う」ことを約束しているが、サンフランシスコ会議で、ICJに国連の各機関の権限について予備的な決定権を与える案が否決されたため、各機関の権限の解釈権は、第一義的にその機関自身が有しているとされる⁽¹¹²⁾。さらに、憲章の解釈は本質的に政治的なものである⁽¹¹³⁾。であるからといって、ICJに憲章の解釈権限が認められないということではない。これまでICJは国際的紛争の多くが政治的要素と法律的要素を含んでおり、その二つの要素は分離可能であると考えてきた。法律的側面について判断をすることにより、紛争全体の解決を促すことが裁判所の任務であると考え態度をとってきている⁽¹¹⁴⁾。このような状況下で、国連の主要な司法機関であるICJはどのような機能を果たすことができるであろうか。ICJが国際組織の行為の有効性を判断する場合、訴訟手続きと勧告的手続きの二つがある。前者には法的拘束力があるのに対して、後者はあくまで勧告であり、国際組織は裁判所の意見に従うことを強制されない。従って、国際組織の越権行為について、取消を含む司法的な救済を求める場合は、前者の訴訟手続きによる方法に訴えることが、その目的に最も合致する手段となるであろう。それぞれの手続きにおける、国際組織の行為に対する司法審査の可能性について検討し、その後、憲章第7章に基づく安保理の拘束力ある決定に対して司法審査を行うことが可能であるかという点について、これまでのICJの判例を参考に検討する。

第1款 訴訟手続き

国際組織の活動の適法性を確保するためには、より司法化した“中立的”な検証者が必要であることから、ICJはそのような機能を果たす最も適した機関の一つであることは疑いない。ICJは国際司法裁判所規程（以下、ICJ規程）第36条2項

に従って、加盟国により付託されたすべての法律
的紛争について判断する権限が与えられている。
非常に広い管轄権を有しているといえるが、国際
組織の行動の適法性を ICJ が審査をする場合、い
くつかの問題が存在する。すなわち、ICJ 規程第
34 条 1 項は「国のみが、裁判所に係属する事件の
当事者となることができる」と規定していること
から、国際組織は訴訟の当事者にはなれない。そ
れゆえ、加盟国が国連を相手取って、その活動の
適法性について直接争うことは不可能である。し
かしながら、加盟国間において、憲章の正しい解
釈について争いがある場合、その紛争を ICJ に付
託し、判断を求めることが可能であること自体は、
上述の法律問題委員会 IV/2 でも確認されている。
それゆえ、外見上国家間紛争の形態を装って、古
川教授の言葉によると「疑似国家間紛争」の形で、
ICJ に法的判断を求めることは可能である⁽¹¹⁵⁾。す
なわち、「A という国際組織の行動に関して、組織
自ら与える解釈またはその行為の適法性に異議を
提起する B 加盟国は、直接、国際組織 A を相手方
としてその行為を攻撃することができないから、
自己と反対の解釈を唱えかつ応訴できる C 加盟国
を相手取って訴訟を提起する⁽¹¹⁶⁾」ということであ
る。この方法によると、見解の相違する相手加盟
国が必要であり、訴訟が常に成立するとは限らな
い⁽¹¹⁷⁾。これまで、ICJ はこのような訴訟が提起さ
れた場合、訴訟要件の欠缺等を理由に判断を回避
した例があるが⁽¹¹⁸⁾、アルバレスはこの点について
「安保理が決定によって加盟国に新たな義務を課
すことが多くなれば、法を審査するという責任を
負う ICJ は、安保理が作った法のいくつかについ
て、司法審査を行うことを回避することは難しく
なるであろう⁽¹¹⁹⁾」と指摘する。

ICJ 規程第 59 条には「決定の拘束力は、当事者
間においてかつその特定の事件に関してのみ拘束
力を有する」と規定されており、判決には対世効
がない。したがって、たとえ ICJ が安保理の決議
の有効性について何らかの判断を下したとして
も、原則的に、訴訟手続きの当事者ではない国際
組織やその他の加盟国は、その裁判所の決定に拘

束されないのである。

以上の理由により、安保理の行為の適法性を審
査することは可能であっても、判決によって当該
決議の無効を宣言して、取り消しを命ずることは
難しい。憲章及び ICJ 規程の枠内では、国際組織
の行為に対する、言葉の真の意味での越権訴訟の
可能性はないといわざるを得ない。しかし、この
ことが、必ずしも ICJ の国際組織に対するコント
ロールを完全に否定するものではない⁽¹²⁰⁾。法のテ
キストは誰によっても解釈されうるが、総会や
ICJ のような権限のある機関によってなされると
きは、大きな実際の価値を持ち、かつ先例を作り
出す⁽¹²¹⁾ことから、国連機関の内外で行動する加
盟国のその後の実行に強いインパクトを与える
⁽¹²²⁾。ICJ の判断は、将来の安保理の活動やその
手段の選択にも影響を与えることになるであろ
う⁽¹²³⁾。

第 2 款 勧告的意見

国際組織は訴訟を目的として ICJ に紛争を付
託することができないので、その代替手段として、
勧告的意見を求めることができる。国連憲章第 96
条と ICJ 規程第 65 条 1 項には、安保理と総会は
あらゆる法律問題について、ICJ に勧告的意見を
要請することができる」と規定されている。また、
ICJ は勧告的意見の要請を受理するか否かについ
て広範な裁量権を有しているが、それ自身国連の
機関である裁判所は「決定的な理由 (compelling
reasons)」がなければ、原則として拒否できな
い⁽¹²⁴⁾。憲章の解釈は法律問題に含まれる⁽¹²⁵⁾。安保
理や総会は、その権能や適用しなければならない
規則の意味について見解が分かれているような場
合、ICJ に勧告的意見を求めることも可能であ
る⁽¹²⁶⁾。ナミビア事件では、付随的に総会及び安保
理決議の効力または憲章との適合性について検討
している。基本条約や関連文書を含む法律行為を
解釈・適用し、国際組織の行為の合法性について
勧告的意見を述べることも、その権限内であると
考えられる。

しかしながら、勧告的意見には法的な拘束力が
ない。そして、勧告的意見の要請は要請機関の多

数決によって決定されるため、多数派によって採択された違法な国際組織行為によって、自己の利益を侵害されたと主張する少数派国家の司法的救済をはかることが難しい。この点は、前者の拘束力の問題よりもはるかに深刻であるといわれる⁽¹²⁷⁾。

第3款 憲章第7章に基づく安保理の決定に対する司法審査の可能性

以上のいずれかの方法により、問題は残されているものの、ICJは安保理の決議の有効性・合法性を審査することはできる。それでは、安保理が憲章第7章に従って行動した場合にも、司法審査を行うことは可能であろうか。近年、「疑似国家間紛争」の形態で訴訟が提起され、安保理の決定の法的効果についての審査を求められた事例が2件ある。ロッカビー事件⁽¹²⁸⁾とジェノサイド条約適用事件⁽¹²⁹⁾を参考に、安保理の決定に対する司法審査の可能性について検討する。

1988年12月21日、ロッカビー上空でアメリカの民間航空機パンナム103便は爆発炎上し、墜落した。乗員乗客に多数の死者を出したこの事故の原因は、二名のリビア人（諜報機関に属する）によりしかけられた爆発物であることが明らかになった。そこで航空機の登録国であり、被害者数が最大のアメリカと、事故発生地であり、数名の乗員乗客の本国であるイギリスは、リビアに対して犯人の引渡を要求した。リビアはこの引渡の要求を拒否し、これをモンテリオール条約の解釈問題としてICJに紛争を付託し、本案判決がでるまでの間、アメリカ及びイギリスがリビアに対して何らかの行動をおこさないように仮保全措置の指示を要請した。事件の審理中に、安保理は、リビアに対して犯罪人を引き渡すことを要請し、それに従わない場合は制裁措置をとる旨の安保理決議を採択したため、その決議の法的効果はいかなるものかについて検討する必要が生じた。

ロッカビー事件でリビアが実質的に求めたのは「安保理決議748及び883⁽¹³⁰⁾は国連憲章に違反して採択されたものである」と確認することであり、安保理決議の合憲性を正面から争ったものであ

る。ICJは、安保理の第7章に基づく決定の違法性を判定することはできないとして、申し立てを却下することも可能であったが⁽¹³¹⁾、これを受理して「リビアとアメリカはともに国連の加盟国であるので、憲章第25条に従って安保理の決定を受諾し、履行することが義務づけられ⁽¹³²⁾、この義務はモンテリオール条約を含む他のすべての国際的な合意に優越される⁽¹³³⁾」と判示した。つまり、本来リビアはイギリスとアメリカとの間に犯罪人引渡条約を締結していないことから、モンテリオール条約第7条に従って自国で処罰する場合、容疑者を他国に引き渡す義務はないが、安保理決議748によって引渡が義務化した以上、リビアはモンテリオール条約を根拠に引渡を拒否することはできないということである。ICJがここで指摘しているのは、リビアが主張したように「モンテリオール条約上の権利を保全するため」に仮保全措置を指示するのは不相当であるということであり、安保理の決定に対する司法審査権自体を否定しているわけではない。むしろ、安保理の決定に対するICJの司法審査権の存在を前提とする判断とも考えられる⁽¹³⁴⁾。また、反対意見を付した5人の裁判官は、本件のように安保理とICJの管轄が競合する場合であっても、紛争の悪化または拡大を防止するために裁判所が「職権により (proprio motu)」仮保全措置を指示できると述べている⁽¹³⁵⁾。ラックス判事も「裁判所が安保理とICJの権限関係について、詳細な検討や有効な仮保全措置を指示していないことから、この決定がICJの権能の放棄とみなされるべきではない⁽¹³⁶⁾」ということを強調している。結局、仮保全措置の段階では、安保理決議748の法的効果に関して最終的な決定を下すことが求められていなかったことから、決議の有効性についての審査はせず、その有効性を推定するにとどまった。従って、本案段階における決議の有効性の判断の可能性については否定していない。

決議の有効性についてICJに判断を求めることとなったもう一つの事例にジェノサイド条約の適用に関する事件がある。これは、旧ユーゴにお

ける紛争が国際化し、事態が進行する中、1993年3月に、ボスニア・ヘルツェゴビナが、新ユーゴ連邦のジェノサイド条約等の違反を訴える請求を提起するとともに、その違反の停止を求める仮保全措置を申請したものである。その請求の中で、「ボスニア・ヘルツェゴビナを含む旧ユーゴ全土に武器禁輸を課した安保理決議713、および同決議の内容を確認するその後の諸決議は、憲章第51条に規定され、慣習法規則として確立している原告の自衛権を否定しないように解釈すべきであること、これらの諸決議が原告に対しての禁輸などを課していると解釈すべきではないこと⁽¹³⁷⁾」を宣言するよう求めた。新ユーゴは安保理が旧ユーゴの事態に関して多くの決議を採択したこと、安保理が憲章第25条に基づいて決定し、また、憲章第7章に従って行動している事実注意到喚起し、「このような場合に裁判所が本件で申請されたような仮保全措置を指示することは、時期尚早で不相当である。」と主張した。これに対してICJは、安保理は政治的機能を持ち、裁判所は司法機能を行行使することから、両機関は同じ事態について別個で補完的な機能を遂行する⁽¹³⁸⁾と述べ、裁判所がこの事件について司法的な判断を下すことの可能性は認めている。しかしながら、本件においては、ICJ規程第41条に基づく裁判所の仮保全権限は、判決が下されるまで各当事国の権利を保全することであり、かつ、その権利について償うことのできない侵害が生じないようにすることを前提としていることから⁽¹³⁹⁾、これに該当しない権利を保護するために仮保全措置を指示すべきでない⁽¹⁴⁰⁾と判断し、安保理決議の内容については審査しなかった。

これらのケースで明らかになったことは、ICJは仮保全措置の段階で、リビアやボスニア・ヘルツェゴビナが要請した形で決議の有効性を判断することはできないということである⁽¹⁴¹⁾。ロッカビー事件で、小田判事は「リビアはモントリオール条約ではなく、自国民の引渡を強制的に要求することは、主権尊重という一般国際法上の原則に反するものであると主張することも可能であっ

た⁽¹⁴²⁾」と述べている。もし、リビアが自国民引渡の強制が一般国際法に基づく主権的権利の保護に反するとして訴えを提起したのであれば、まったく異なる訴訟となり、より明確な形で決議の有効性が問われることになったであろう⁽¹⁴³⁾。ジェノサイド条約の適用に関する事件では、禁輸の問題そのものはジェノサイド条約の規定と直接的な関連性がないことから、決議713の有効性についての判断はなされなかったが、もし、その問題について言及しなければならなかったとしたら、ICJはおそらくロッカビー事件と同様に、憲章第103条に依拠して、ボスニア・ヘルツェゴビナの請求を却下する可能性が高い⁽¹⁴⁴⁾。ICJはこれらの問題を扱うことに対して慎重であるには違いないが、安保理の決定の司法審査を行うこと自体については認めていると考えられる。

以上のことから、国際組織の行為の取消訴訟についての規定が存在しないというただそれだけの理由によって、ICJには司法的判断を行う権限が与えられていないと考えることはできない。法的な拘束力を有しない勧告的意見の手続きにおいても、無効な国際組織の行為に対して、何らかのコントロールを及ぼしうるであろうし⁽¹⁴⁵⁾、拘束力のある決定について、ICJが司法審査を行うことの可能性も否定されてはいないのである。もし、勧告的意見の手続きが国際組織の作為や不作為の適法性を審査するのにさらに頻繁に利用されるのであれば、裁判所はより強い権能と重要性を獲得することになるであろう⁽¹⁴⁶⁾。

また、国際組織の行為の適法性について司法審査を行う可能性はICJに限られず、アド・ホック(ad hoc)な仲裁、或いはその他の仲裁機関や機構的な場(Institutional fora)にも認められるとも考えられる⁽¹⁴⁷⁾。例えば、アドホックの仲裁では、二国間の投資協定や友好通商航海条約の当事国が、安保理の経済制裁の範囲やその解釈について争ったり、GATT(関税及び貿易に関する一般協定)のパネル(panel)手続きにおいては、締約国による「相手国は制限的な措置をとる理由として、安保理の決定の要請に従うものだと主張している

が、実際は保護主義的な理由により行っている」という主張に答えるために、国連の制裁の射程範囲について言及している⁽¹⁴⁸⁾。また、旧ユーゴ国際刑事裁判所と管轄権が競合している国または国際刑事裁判所から容疑者の引き渡しを求められた国の国内裁判所が安保理決議 827 の国際法上の効果について判断する可能性もある⁽¹⁴⁹⁾。これらの手段を用いることによっても、非常に緩やかなものではあるが、安保理の行為に何らかの影響を及ぼす可能性を有しているといえよう。

第 4 款 ICJ によって権限踰越と確認された国際組織の行為の効果

権限踰越の行為の法的効果はいかなるものであるか。違法行為には様々な態様があるため、その違法性の度合いにより、効果は異なると考えられる。無効の種類には、誰に対しても絶対的に無効であるものから、効力には影響を与えず、ただ取り消しうるものまである。一度効果を有するに至った決定を遡及的に無効にすることは、重大な混乱を招く恐れがあることから、法的安定性と法的正当性のバランスをはかることが必要である。何が絶対的に無効に該当するかは、有効性の推定との関係で論じることが出来る⁽¹⁵⁰⁾。国連法体系には、国際組織行為の法的効果を審査する手続きが存在しないことから、各機関が少なくとも第一次的に自己の権限を決定し、その有効性が推定される。しかし、この有効性の推定は反証不可能なわけではなく、決議が必要多数を獲得していないにも関わらず採択された場合や、決議の主題が機構の目的の範囲外のものである場合には、その有効性の推定が覆される。それゆえ、これらの場合には強度の違法性が存在することになる。このような行為は加盟国に対しても国際組織に対しても効力を持ち得ず、絶対的に無効である。それに対して、上記以外の場合には、各機関の行為は有効性が推定されるため、一定の場合には取り消される可能性もあるにすぎない。これに該当する場合の法的効果についても、一概に論じられるわけではなく、実体的な権限踰越行為 (*substantive ultra vires acts*) と手続き的な権限踰越行為 (*procedural*

ultra vires acts) では若干異なる扱いをしている。実体的な権限踰越行為には手続き的瑕疵以外のものすべてが含まれ、機構の政策に影響を及ぼすあらゆる決定についての瑕疵である⁽¹⁵¹⁾。この実体的な権限踰越がある場合、その決定が遡及的に無効 (*void ab initio*) であるか、取消可能 (*voidable*) であるかについては議論がある。ICJ は政府間海事協議機関 (IMCO) の海上安全委員会の構成事件⁽¹⁵²⁾において、1959 年 1 月 15 日の選挙の前に行われた IMCO の海上安全委員会は、設立条約に違反して構成されている旨を述べた。IMCO 総会は、この ICJ の違憲判断を受けて、委員会を完全に無効とはしないものの、一部変更し、結果的には ICJ の勧告的意見に従う態度をとった。この事例における裁判所の立場は、IMCO 総会の海上安全委員会の選出行為が違法であることを宣言するにとどめ、その法的効果については言及しないというものである。加盟承認や委員会・補助機関を創設するような決定の多くは、ほとんどの場合、その採択直後に効力が生じるため、審査機関が決定は違法であると判断したとしても、当該決定が絶対的に無効であると考えerことは現実的でない⁽¹⁵³⁾。これらの権限踰越の行為が「無効」とされれば、混乱を招き、国際組織の実効性を弱めることにもなりかねないからである。それゆえ、絶対的に無効とすることはできず、取り消すことが可能と考えることが相当である。そうであっても、上記の IMCO の例では、違法性を宣言された国際組織の行為が、事後の国際組織の実行によって無効にされていることから、實際上、ICJ の合法性・違法性の宣言は、結果的にサンクションとしての機能を果たしていると考えられる⁽¹⁵⁴⁾。

もう一つの形態として、手続き的な権限踰越がある。国際組織の設立条約やその他の規則には手続きに関する事項も含まれており、国際組織はこれらに従って特定の機能を果たし、権能を行使しなければならない。それゆえ、その手続きに反して行使された決定や行為は違法となる。国連憲章にも若干の手続き規則が設定されており、これらに違反する場合も、司法審査の対象になる可能性

がある。しかしながら、ICJ は上述の実体的権限踰越とは異なる扱いをしている。国際組織が機構の内部事項に反する行為を行ったとしても、その違法性は組織内部限りの違法性であって、第三者に対しては有効であることから（第一章第3節参照）、当該行為が取り消されるまで有効であり続けるのである。

ICJ がある国際組織の行為について違法であると確認した場合における、当該国連決議の効果については、絶対的無効に該当するのであれば、国際組織に取り消されることを待つまでもなく、効力を生じない。それに対して、取り消しうる場合には、ICJ は、安保理決議の有効性を判断すること自体は可能であるため違法性を宣言することはできるが、当該国際組織の行為の取り消しを命じることまでは不可能である⁽¹⁵⁵⁾。ICJ の勧告的意見には拘束力がないこと、そして国際組織が訴訟の当事者になることはできないことから、裁判所が一般的に無効性を宣言し、取消を命じることは無意味であるし、制度上不可能である。ICJ が現行法の枠内で可能であるのは、原則的にある国際組織の行為の違法性を宣言し、将来効判決のように、単に将来に向かって取り消すべきものとするにとどまる⁽¹⁵⁶⁾。結局、その後執るべき手段は各機関の自由に任されていることは否定できない⁽¹⁵⁷⁾。そうであっても、前述の IMCO に対する勧告的意見のように、一度裁判所によって違憲判決が出された場合、当該国際組織は自己の行為を修正・変更していることを初めとして、これまで国際組織の機構や運営に関してなされた勧告的意見は、一般に尊重されてきた⁽¹⁵⁸⁾ことを考えあわせれば、ICJ が当該権限踰越行為を取り消すことはできなくても、違法性を宣言することにより、国際組織の行為をコントロールすることが可能であるといえよう。

第2節 総会

憲章の起草過程で、その「民主的」性格から総会に憲章の有権的な解釈権限を与えるべきであるとの提案がなされたが、採択されるには至らな

かった。総会と安保理はそれぞれ固有の権限、配分された権限を有しており、どちらかが優位に立つという関係ではない。そのような憲章の枠組みで、総会が安保理の決定に対して、実質的にコントロールを及ぼすことはできるのであろうか。憲章には総会と安保理の関係を定めた規定がいくつかあるが、それらの意味について検討し、総会の安保理に対するコントロールの可能性を探る。

サンフランシスコ会議の際、小国の代表は安保理では自国の利益が十分に守られないことを恐れて、総会の権限を広げようとしたのに対し、ソ連を中心とする五大国は強硬に反対した。その結果、妥協によって成立したのが、憲章第10条であり、総会に一般的勧告権限を与えつつも、第12条の場合、すなわち、安保理が憲章によって与えられた任務を遂行している間は、安保理が要請しない限り、安保理または加盟国、或いは双方に対して勧告できない、ということ留保するという規定になったのである⁽¹⁵⁹⁾。このような留保を設けたのは、安保理はその行動の迅速性・実効性から、国際の平和と安全の維持という任務を遂行するにあたって、国連機関中最も適しているのであり、それにもかかわらず、これらの問題について総会が勧告することを認めると、その迅速性、実効性が奪われることになりかねないからである⁽¹⁶⁰⁾。この規定について注意しなければならないのは、総会がそのような状況において「勧告」することはできないということであるから、紛争や事態について討議すること自体は可能である⁽¹⁶¹⁾。さらに、総会が勧告を与えることが禁止されているのは「安保理が憲章によって与えられた任務」を遂行している間であることから、安保理が憲章によって与えられていない任務、すなわち権限を踰越して活動している場合には、たとえ安保理が憲章第7章に従って行動していると主張していても、勧告を与えることが可能なのではないかと思われる。憲章第7章の状況かどうか疑問がある場合、つまり、ある事態が安保理の第7章の任務の枠内の問題であるかどうかについては、総会で討議し、勧告することも可能なのではないか。事態に対する迅速

な対応、実効性を毀損しないようにこの規定が設けられているのであるから、本来活動する必要がないにも関わらず、安保理が権限を行使している場合には、それに対して総会が意見を述べることは同項の趣旨に反しないであろう。

憲章によると、そもそも総会は憲章第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定により、国際の平和及び安全の維持に関わる権限を有している。ただ、一定の場合に総会の権限が制約されるにすぎない。第 12 条 1 項の文言から、総会の勧告権限が制限されるのは「安保理が任務を遂行している間」である。それゆえ、安保理がある紛争または事態について討議中でさえなければ、総会は自らの権限を完全に回復することとなる⁽¹⁶²⁾。また、「勧告の採択の禁止」が示しているのは、いかなる決議の採択も許されないということではない⁽¹⁶³⁾。総会は安保理がとるべき具体的措置を提案するなど、総会が安保理の権限を侵害する内容を含む決議でなければ採択しうる。従って、少なくとも安保理が現に遂行している任務が「憲章によって与えられた任務」でない場合には、総会が安保理の権限を毀損しない程度において、独自の見解を示すことは可能であると思われる。

総会は法的機能、行政的（準司法的）機能、政治的機能を有しており、その政治的機能の一つに、安保理の報告を審議する権能が含まれている⁽¹⁶⁴⁾。憲章第 15 条は、第 24 条 3 項と関連して、安保理に年次報告と特別報告を総会に提出することを義務づけている。安保理が国際の平和と安全の維持という重要な任務を如何に遂行しているかを説明し、総会で審議されることを通じて、安保理は国際世論に基づいて活動しているということがのできるのである⁽¹⁶⁵⁾。これらの手続きを通じて総会は安保理をコントロールすることができるであろうか。総会のこの権限について、サンフランシスコ会議において議論された際、二つの立場が対立していた。すなわち、総会の優越を認める立場と安保理の権威を主張する立場である。この会議で明らかになった点は「総会は、憲章第 12 条に該当する場合を除いて、安保理の報告に含まれてい

る事項から生じるいかなる問題についても審査 (examine)、討議 (discuss)⁽¹⁶⁶⁾ することができるが、その報告について勧告する権能は与えられていない」ということであり、結局、後者の立場がとられることとなった。しかしながら、予算に関する投票は総会に排他的な権限が認められていることから、支払いを拒否することにより、安保理の行動を監視しうる。補償裁定の効果事件で「予算を承認する任務は、総会がそこに提案された支出を承認し、または承認しない絶対的権限を持つことを意味しない⁽¹⁶⁷⁾。」と判断されているのではあるが、決定の適用を一時的に遅らせることは可能である⁽¹⁶⁸⁾。また、国連総会表決手続き上の必要多数を占めるほどに多くの加盟国が安保理の一定の措置が違法ないし権限越えであるとの疑問を抱く場合には、ICJ に勧告的意見を要請することが可能である⁽¹⁶⁹⁾。

総会による安保理のコントロールの利点は、総会が「民主的」であることにある。拒否権の行使が濫用され、或いは逆に発動されず、国連の行動が多数国の意向に反することになってはならないのである⁽¹⁷⁰⁾。安保理の活動が活発になるにつれて、たとえば、ボスニア・ヘルツェゴビナ問題を安保理が討議しているときに、総会はこの問題を検討し、かつ、安保理改革についての討議を再開するなど、総会が安保理に対してコントロールを行使しようとする衝動は増大してきている⁽¹⁷¹⁾。総会による安保理のコントロールは最も加盟国の意思に沿ったものであり、また、総会は国際の平和及び安全の維持に関する権限も含め、憲章の範囲内のあらゆる事項について管轄権を有していることから、他のどの機関よりも安保理の任務や行動について包括的に検討することが可能である。憲章の規定上、総会は勧告を採択できない場合も存在するが、それを除いて、総会にある種のコントロール権限が認められるとすれば、それは最も重要かつ意義のある手段になるであろう。

第 3 節 加盟国

加盟国自身が国連機関の行動や決定に対して

チャレンジし、コントロールすることができるかについては争いがある。これまでにたびたび、ICJでそのようなチャレンジが行われ、数人の裁判官がこの点について意見を述べている⁽¹⁷²⁾。

国際組織の行為の有効性を監視するのは、まず第一に加盟国自身である。国際組織の加盟国になることによって、組織の規則に従って義務を受諾し、その組織の枠組み内で行動するのは国家であり、規則の遵守に最も強い関心を持っているのも、加盟国自身であるからである⁽¹⁷³⁾。しかし、一度採択された組織の決定に対する有効性の判断を行うことについてはどうであろうか。国家の自己解釈権について、「最も安易な、最も原始的なそして最も不満足な解決方法である⁽¹⁷⁴⁾」とか、「加盟国が自分自身の関係する事件についての裁判官になる、つまり批判の多い国際組織の『権限の権限 (compétence de la compétence)⁽¹⁷⁵⁾』を加盟国に認めることと同じである⁽¹⁷⁶⁾」等の批判も多い。

これらの批判が必ずしも妥当しない場合もある。加盟国は憲章第 25 条に従って、安保理の決定を受諾し、履行する義務を負っているが、あくまで「憲章に従って」とられた措置のみであり⁽¹⁷⁷⁾、これまで論じてきたように、安保理にも従うべき制限がある以上、自己の権限外で行った措置については、加盟国といえども、拘束力があるとはいえないからである。それゆえ、国連の権限問題の ICJ への付託に関する特別委員会報告 (“Report of Special Committee on Reference to the ICJ of Questions of United Nations Operation”) にあるように「加盟国はその決定が憲章違反であると強く考える場合、その国際組織の決定を履行しないことが可能である⁽¹⁷⁸⁾」と考えたり、加盟国に「最後の手段をとる権利」を認めることも可能であろう⁽¹⁷⁹⁾。

実際に加盟国が国際組織の決議をコントロールしたと考えられるものに、以下のようなものがある。まず第一に、1950 年 11 月 3 日に総会で採択された「平和のための結集決議⁽¹⁸⁰⁾」とそれに対する加盟国の対応が挙げられる。この決議が意図していたことは、憲章第 7 章の下での強制行動を、機

能麻痺に陥った安保理から総会に移し、肩代わりさせることであった⁽¹⁸¹⁾。この決議に対して、ソ連等が同決議を違憲であると主張し、特定経費事件でこの決議の合法性が争われた際には、ICJ は平和維持活動を「平和のための結集決議」に結びつけることを極力回避し、この点について判断しなかった。上記のような性質の国連軍は、加盟国の支持を受けず、結局、勧告による軍事的強制措置は、朝鮮の場合一件で終わっている⁽¹⁸²⁾。また、総会が国連平和維持活動を派遣したのは、国連緊急軍 (UNEF) のほか、1962 年の西イリアン国連保安隊 (UNSF)⁽¹⁸³⁾ のみである。裁判所や加盟国が合憲性の問題を回避しようとした態度の現れといえよう⁽¹⁸⁴⁾。

次に、結果的に安保理の決定を後からコントロールすることになった例として、平和執行部隊の派遣があげられる。プトロス・ガリ国連事務総長は安保理首脳会議声明を受けて、1992 年 6 月に国連の改革案である「平和のための課題 (“Agenda for Peace”)⁽¹⁸⁵⁾」を提出した。その中で「平和創造」を強化するために、「平和執行部隊」の創設を勧告している⁽¹⁸⁶⁾。これは、従来の平和維持活動と異なり、当事者の同意なしに派遣され、必要な武力の使用も認めるものであり、憲章第 40 条の暫定措置に基づくものである⁽¹⁸⁷⁾。これについて賛成した国家はほとんどなく、92 年から 93 年にかけて、総会のワーキング・グループは、「平和のための課題」のほとんどの部分に関して認めず、非同盟諸国も、介入主義的な規定に反対した。しかし、当時憲章第 7 章第 40 条に基づいて強制措置を行うことが可能であると思わせる雰囲気があり⁽¹⁸⁸⁾、安保理は事務総長の提案を受け、決議 814 により、従来の PKO とはまったく異なる第二次国連ソマリア活動 (UNOSOM II) を派遣した。しかしながら、その派遣に反対するソマリア民族同盟 (Somali National Alliance) の軍隊との間にしばしば交戦が起り、一般市民に対しても多大な被害が生じた。次第に UNOSOM II は現地での支持を失い、撤退せざるを得なくなった⁽¹⁸⁹⁾。結局その強制的な性格ゆえに、失敗に終わったとい

われている。

ガリ事務総長により平和執行部隊の構想が提出された時点で、多くの加盟諸国から批判されたことに加え、UNOSOM IIも意図していたような結果が得られなかったことから、今後、平和強制型の平和維持活動が派遣される可能性は非常に低いものであると思われる。従って、以上の例からも明らかなように、加盟国自身も決議に対して、実質的に何らかのコントロールを及ぼす可能性を否定することはできないといえるであろう⁽¹⁹⁰⁾。

国連加盟国は、国際法上「合法性」の究極の保護者であり、自己が受け入れ得ない安保理決議の実施を拒否して、最終的コントロールを行いうる地位にあるといえる⁽¹⁹¹⁾。現代国際社会において、加盟国の態度が、実質的にその後の組織の活動や決議をコントロールする大きな要因となっている。これまでの実行上、自己の望まない決議が採択された場合、加盟国は当該決定を憲章違反とみなし、安保理の活動のボイコット、分担金の支払い拒否⁽¹⁹²⁾や、総会の欠席、脱退⁽¹⁹³⁾などの行為を行ったことがある。これらの行為は、特に大国の利害に反する決議が出された場合などに重大な問題が起りかねない⁽¹⁹⁴⁾。組織の危機を招く状態に陥る危険性もあり、加盟国自らが決議の有効性について判断することについては慎重を要するが、少なくとも、このような少数派の反対国の行為は、それ自体が関連決議の有効性に影響を与えることはなくとも、将来同じ様な状況が生じた場合、もう一度考え直させる効果がある⁽¹⁹⁵⁾といえる。

第四章 結 論

現在、国際組織の行為の有効性について有権的な判断を行う機関は存在せず、国連の主要な司法機関である ICJ でさえも判決として、当該国際組織行為の違法性を宣言し、取り消しを命ずることは不可能である。しかしながら、これまで国連の慣行を考察すると、拘束力はないにもかかわらず、国際組織はその意見に従い、結果的に勧告的意見の手続きにおいて、国際組織の決議をコントロー

ルすることが可能となっている。訴訟手続きで安保理の決定の法的効果を検討することになった事例は、上述の二件のみであるので、これらから一般的な結論を導き出すことは早計であるが、安保理の権限にも一定の制約があることから、拘束力のある決定についても、最終的な判決を下すために必要な場合には、審査することが可能であろう。また、総会と加盟国自身も、それぞれ決議をコントロールする可能性を有している。これらについては、ICJ 以上にコントロール権限を与えることについて否定的な見解も多いが、特に国家自身は、たびたび安保理の決定について自ら判断し、行動を起こしてきた。たとえ越権であると思われる国際組織の行為であっても、加盟国が異議を唱えず、黙認して、後から慣行が作られる場合には、結果的にその行為に正当性が付加されることになることも考えると、加盟国は事実上、非常に大きな影響力を有していることは否定できない。以上のことから、現行法上、越権行為を認定し、取消権限を与えられている機関は存在していなくても、安保理の決定をコントロールすることは可能であるといえよう。

安保理の権能について司法審査を行ったり、権限を制限的に捉えようとするのは、安保理に手かせ足かせをつけることになり、緊急時に柔軟な対応がとれず、本来の任務を果たせなくなるのではないかという問題は確かに存在する。また、組織として活動してゆくためには、多数決による意思決定がなければ動けなくなってしまうであろう。しかし、安保理は特定多数決制度を維持し、五常任理事国に大きな権限が与えられている。そのために、五大国、特にアメリカが必要であると考えるときのみにしか、集団的行動をとらないことが起り得、実際にそのような主張が、安保理の理事国でない加盟国からなされてきている。安保理と ICJ は一つの紛争であっても、任務が異なるために、同時に審査可能であることは、これまで多くの事例において確認されてきた。ニカラグア事件の判決の中で示された、「安保理と ICJ は補完的な機能を果たす」ということは、ある紛争

の包括的な解決を目指すという、いうなれば、同一方向のベクトルであることを想定している。安保理と総会との関係でも、事態の改善を目指して、同一の紛争について総会が勧告をし、安保理と協力することによって、ある紛争の解決を目指すことは、国連の目的にも合致することであり、認められるであろう。それに対して、逆向きのベクトル、すなわち、安保理の行為をチェックすることは可能であるかを明らかにすることがこの論文の目的であった。上記の3機関は、それぞれ独立し、主従の関係はない。それゆえ、もし、安保理が突出して、権限がないのに行動を行ったり、他の機関の権限を侵食するようなことがあれば⁽¹⁹⁶⁾、それ自体国連の目的に反すものであり、国連体制全体のバランスを崩すことになるであろう。その場合には、これまでの慣行をみると、限定的ではあるが、現行の国連法体系の枠組み内において、安保理の決定をコントロールすることは可能であり、実際的な影響を与えることができる。特にICJには、国連に助言を与える「協力者」としてだけでなく、加盟国の保護者、すなわち国連の「監視者」としての任務も負っているのである⁽¹⁹⁷⁾。

アナン国連事務総長がミレニアム・レポートの中で述べているように、安保理は国際社会(international community)を代表して活動する道義的な義務を果たさなければならない⁽¹⁹⁸⁾。アルバレスは、「安保理を民主化することと司法審査は単なる原因と結果として結びつけられないかもしれない。安保理の活動(operation)に関する手続き的な修正が司法審査の代わりとして機能するかは明らかでないし、司法審査を実施することにより、安保理の立法についての不満が解消されるかどうかもわからない。」と述べている⁽¹⁹⁹⁾。とはいえ、安保理の構成や投票制度について改正の提案はなされても、改革がいつこうに進まない。そして、安保理の行動が加盟国等から批判されることもしばしばである。このような状況を改善するためには、現在ある法的枠組み内で安保理の行為の有効性を判断し、是正してゆくことが一番有効であろう。

安保理は政治的判断を行う機関である。集団安

全保障を目的としている憲章第7章の下では、主権平等の原則は尊重されない。安保理の決定がなされると、すべての加盟国を強制することとなる。安保理が人道的な干渉や戦争犯罪人の訴追を行う機関を創設するなど、あらゆる行動を、決定として行うようになってきているが、それらは集団安全保障を目指して規定された本章の目的に合致するのであろうか。そして、安保理によって扱われることが適当なのであろうか。その答えは「否」であると思われる。それらの中には、常任理事国を含む、九理事国の投票により決めることはできない問題も含まれている。確かに安保理の決定には拘束力があり、迅速さ、実効性等の点で、ある事態に対する手段として、それ以上に有効な手段は他にない。しかしながら、国際テロリズムや人権問題等いかに重要なものであったとしても、これらに対応するために、実効的であるというただそれだけの理由により、法的な手続きを無視して安保理の決定を利用しても良いことにはならない。国連も国際組織の一つであり、安保理はその一機関にすぎない。近年、国連加盟国間の武力紛争で、当初安保理が第7章の事態として行動していたにも関わらず、その後機能麻痺に陥って、実効的措置がとられない場合には、国連憲章から一般国際法への切り替えが行われる、という考え方も存在する⁽²⁰⁰⁾。依然として安保理に広範な権限が与えられていることは疑いないが、安保理はオールマイティーな存在ではない。それゆえに、何もかも憲章第7章の枠内で解決を図るのではなく、他の国際機関やNGOとも協力して、グローバル・イシュー(global issues)等について、問題の全体的な解決に取り組んでゆくことも必要であると思われる。

注

- (1) 村瀬信也「国際組織の一方的措置と対抗力——国連憲章第7章の下における軍事的措置の容認をめぐる——」『上智法学論集』第42巻第1号(1998年)6頁。
- (2) 藤田久一『国連法』(東京大学出版会・1998年)

- 333-337 頁。
- (3) 森川幸一「国際連合の強制措置と法の支配
(一) — 安全保障理事会の裁量権の限界をめぐる —」『国際法外交雑誌』第 93 巻第 2 号 (1994 年) 14 頁。
- (4) David Malone, “The Security Council in the Post-Cold War Era,” in Muthiah Alagappa & Takashi Inoguchi (eds.), *International Security Management and The United Nations*, (United Nations University Press, 1999), p.398.
- (5) Hans Kelsen, *The Law of The United Nations; A Critical Analysis of Its Fundamental Problems*, (Stevens & Sons Limited, 1951), p.16; 村瀬信也「武力不行使に関する国連憲章と一般国際法との適用関係 — NATO のユーゴ空爆をめぐる議論を手掛かりとして —」『上智法学論集』第 43 巻 3 号 (2000 年) 4 頁; 奥脇 (河西) 直也「国連法体系における国際立法の存在基盤 — 歴史的背景と問題の所在」大沼保昭 (編)『高野雄一先生古稀記念論文集 国際法, 国際連合と日本』(弘文堂・1987 年) 84 頁。
- (6) 村瀬・前掲論文「NATO」(注 5) 4-5 頁。国連の集団安全保障制度は五常任理事国を中心とするものであり、国内における「正義」や「法」の要請よりも「平和と安全の維持」を優先させるものであった。それゆえ、大国が必要であると考えれば安保理を介して迅速に行動しうることが期待され、大国は自ら是認し得ない強制行動には拒否権を通じて妨げることを可能とした。しかしながら、近年、拒否権をほとんど行使しなくなったことにより或いは、協調が進むにつれて、安保理が扱う分野が広がり、人権に関する問題など「正義」の要求が「平和」の要請を超える場合が生じてきた。「平和の維持」を至上目的とする五大国中心の安全保障は変質し、同時に安保理による安易な強制措置への移行を防止することができなくなっている。村瀬教授は、現時点における国連の安全保障の
- 特徴を「G-8 等に補強された P-5 による peace on balance with justice の確保」であると指摘している。
- (7) 則武輝幸「国連安全保障理事会における平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為の認定 1945~1995 年」『帝京法学』第 19 巻 2 号 (1996 年) 263 頁。
- (8) Malone, *op. cit.*, (not.4), p.397; 朝日新聞, 9 月 7 日。
- (9) 森肇志「国際連合安全保障理事会の拘束力ある決定の範囲 — 黙示的一般権限と特定権限」『本郷法政紀要』No. 3 (1994 年) 297 頁。
- (10) 例えば、安保理が第 41 条に基づいて、特定国に自国領域外でタンカーを拿捕・抑留する許可を与えた安保理決議 221 (S/RES/221, 9 April, 1966) や多国籍軍に武力の使用を容認 (authorize) した決議 678 (S/RES/678, 3 April, 1991) の有効性。ICJ において決議の有効性についての法的見解を求められたものとしては「補償裁定の効果事件 (I. C. J. Reports 1954, pp.47-97)」「特定経費事件 (I. C. J. Reports 1962, pp.151-308)」「ナミビア事件 (I. C. J. Reports 1971, pp. 3-317)」「ロッカビー事件 (I. C. J. Reports 1992, pp.3-113)」「ジェノサイド条約適用事件 (I. C. J. Reports 1993, pp.3-27)」がある。
- (11) M. Virally, “Definition and Classification: A Legal Approach,” *International Social Science Journal*, Vol.29 (1977), pp.59-63.
- (12) 奥脇 (河西) 直也「現代国際法における合意基盤の二層性 — 国連システムにおける規範形成と秩序形成 —」『立教法学』No.33 (1989 年) 108-117 頁。連盟時代は「法=正義」であるとの考えのもと、紛争を平和的解決、特に裁判による解決が強調されていた。外交の手続きから純然たる法律的手続きを分化させ、自律させようとしたが、それは結局、連盟が政治を動かす力を失うこととなった。
- (13) 奥脇・前掲論文「国際立法の存在基盤」(注 5) 84 頁。
- (14) *The United Nations Conference on Interna-*

- tional Organization, Selected Documents*, April 25 to June 26, 1945, (United States Government Printing Office), p.763.
- (15) *Ibid.*
- (16) Leland M. Goodrich & Hambro, *Charter of The United Nations, Commentary and Documents, Second and Revised Edition*, (Stevens & Sons limited, 1949), pp.263-264.
- (17) *Ibid.*
- (18) Dulles John Foster, *War or Peace*, (Macmillan, 1950), p.194.
- (19) Kelsen, *op. cit.*, (not.5), p.294.
- (20) *Ibid.* p.295.
- (21) I. C. J. Reports, 1971, Dissenting Opinion of Judge Sir Gerard Fitzmaurice, p.294.
- (22) Kelsen, *op. cit.*, (not.5), p.295.
- (23) 村瀬信也「国際立法学存在証明」『深津栄一還暦記念 現代国際社会の法と政治』(北樹出版・1985年) 107頁。
- (24) 国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂・1995年) 297頁。
- (25) 藤田久一「国際立法について」『関西大学法学論集』第36巻3・4・5号(1986年) 77頁。
- (26) 奥脇・前掲論文「国際立法の存在基盤」(注5) 95頁。
- (27) 森川・前掲論文「強制措置と法の支配(一)」(注3) 23-35頁。
- (28) Kelsen, *op. cit.*, (not.5) p.295.
- (29) Fitzmaurice, “The Law and Procedure of the International Court of Justice: Treaty Interpretation and Certain Other Treaty Points,” *The British Year Book of International Law*, Vol.27 (1951), p.1.
- (30) *Ibid.*
- (31) 藤田・前掲書(注2) 229頁。
- (32) 藤田・前掲書(注2) 229頁。
- (33) Edward Gordon, “The World Court and the Interpretation of Constitutive Treaties,” *The American Journal of International Law*, Vol. 59 (1965), pp.824, 826.
- (34) Fitzmaurice, “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1951-4: Treaty Interpretation and Other Treaty Points,” *The British Year Book of International Law*, Vol.32 (1957), p.204.
- (35) I. C. J. Reports 1947-48, p.63 (加入承認事件); I. C. J. Reports 1950, p.227 (平和条約の解釈事件); I. C. J. Reports 1950, p.279 (庇護事件) 等。
- (36) 佐藤哲夫「国際組織設立文書の解釈プロセス(一)——法創造的解釈をめぐって——」『一橋大学研究年報・法学研究』16(1986年) 106頁。
- (37) Fitzmaurice, “The Law and Procedure 1951-4,” *op. cit.*, (not.34), pp.207-208.
- (38) 山本草二『国際法【新版】』(有斐閣・1995年) 280頁。
- (39) Fitzmaurice, “The Law and Procedure, 1951-4,” *op. cit.*, (not.34), p.225.
- (40) I. C. J. Reports 1952, p.189. モロッコにおけるアメリカ合衆国国民の利権事件において、ICJは国際文書を解釈する際にも時際法の原則が適用されると判断した。
- (41) I. C. J. Reports 1971, p.31 (ナミビア事件)。
- (42) Fitzmaurice, “The Law and Procedure,” *op. cit.*, (not.29), p.7.
- (43) 藤田・前掲書(注2) 226頁。
- (44) I. C. J. Reports 1949, p.180; I. C. J. Reports 1954, p.57; I. C. J. Reports 1962, p.167.
- (45) Fitzmaurice, “The Law and Procedure 1951-4,” *op. cit.*, (not.34), pp.208-209.
- (46) I. C. J. Reports 1949, p.24 (コルフ海峡事件)。
- (47) I. C. J. Reports 1947-48, Separate Opinion of Judge Alvarez, p.68 (加入承認事件); I. C. J. Reports 1971, p.31 (ナミビア事件)。
- (48) たとえば, I. C. J. Reports 1950, p.229 (平和条約の解釈事件) や I. C. J. Reports 1966, p.45 (南西アフリカ事件第二段階) 等。
- (49) Goodrich & Hambro, *op. cit.*, (not.16), pp. 547-548; 藤田・前掲書(注2) 230頁。
- (50) I. C. J. Reports 1962, Separate Opinion of

- Judge Spender, p.168.
- (51) 「推論された権能」の理論は新しいものではなく、連盟時代にも検討されたことがある。しかしながら、当時はロテウス (Lotus) 号事件で PCIJ が「主権の残余原理」を認めたことから、「国家の独立に対する制限は、それゆえ認められない」とされていた。藤田・前掲書 (注 2) 152 頁参照。
- (52) I. C. J. Reports 1949, p.182.
- (53) I. C. J. Reports 1954, p.57.
- (54) I. C. J. Reports 1962, p.170.
- (55) I. C. J. Reports 1971, p.22.
- (56) 佐藤哲夫「国際組織と黙示的権限の法理 (I) — 解釈プロセスをめぐって —」『一橋研究』第 6 巻 3 号 (1981 年) 41-47 頁。
- (57) 佐藤・前掲論文「設立文書の解釈プロセス (一)」(注 36)；佐藤・前掲論文「国際組織と黙示的権限の法理 (I)」(注 56) 参照。
- (58) I. C. J. Reports 1949, Dissenting Opinion of Judge Hackworth, p.198.
- (59) Grigory I. Tunkin, “The Legal Nature of the United Nations,” 119 *Recueil Des Cours* (1966-III), p.18.
- (60) *Ibid.*, pp.24-25.
- (61) Finn Seyersted, “International Personality of Intergovernmental Organizations; Do Their Capacities Really Depend Upon Their Constitutions?,” *The Indian Journal of International Law*, Vol.4 (1964), pp.4-19.
- (62) *Ibid.*, p.22-23.
- (63) *Ibid.*, p.26-27.
- (64) Leland M. Goodrich, *The United Nations*, (Thomas Y. Crowell Company, 1959), p.62.
- (65) Francis Aimé Vallat, “The Competence of the United Nations General Assembly,” 97 *Recueil Des Cours* (1959-II), p.250.
- (66) 森川幸一「国際連合の強制措置と法の支配 (二・完) — 安全保障理事会の裁量権の限界をめぐって —」『国際法外交雑誌』第 94 巻 4 号 (1995 年) 69-71 頁；古川照美「国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール — 国際組織の権限踰越 (ultra vires) —」『国際法外交雑誌』第 78 巻 3 号 (1979 年) 109 頁。
- (67) I. C. J. Reports 1962, Separate Opinion of Judge Morelli, p.223.
- (68) Manuel Rama-Montaldo, “International Legal Personality and Implied Power of International Organization,” *The British Year Book of International Law*, Vol.43 (1970), pp.153-154.
- (69) *Ibid.*, p.154.
- (70) I. C. J. Reports 1971, p.340.
- (71) 植木俊哉「国際組織の国際責任に関する一考察 (四) — 欧州共同体の損害賠償責任を手がかりとして —」『法学協会雑誌』第 110 巻 5 号 (1993 年) 129 頁, 脚注 10。
- (72) Ebere Osieke, “Ultra Vires Acts in International Organizations-The Experience of the International Labour Organization,” *The British Year Book of International Law*, Vol. 39 (1965), pp.259-260.
- (73) 古川・前掲論文「権限踰越」(注 66) 74-75 頁。
- (74) I. C. J. Reports 1962, p.168; I. C. J. Reports 1971, Dissenting Opinion of Judge Sir Gerald Fitzmaurice, pp.294-295.
- (75) 杉原高嶺「国際司法裁判所による安保理決定の司法審査について」『法学論叢』第 148 巻 5・6 号 (2001 年) 38-41。
- (76) I. C. J. Reports 1962, pp.167-168.
- (77) *Ibid.*, Dissenting Opinion of Judge Winiarski, pp.230-232; Dissenting Opinion of Judge Bustamante, p.290.
- (78) 香西茂『国連の平和維持活動』(有斐閣・1991 年) 134 頁。
- (79) 藤田・前掲書 (注 2) 386 頁。
- (80) UNCIO Selected Documents, *op. cit.*, (not. 14), pp.494-495.；森川・前掲論文「強制措置と法の支配 (一)」(注 3) 19-20 頁。第 1 条 1 項の「正義及び国際法の原則に従って」という文言を、「国際の平和と安全を維持すること」の直後

- におくことにより、同項全体にかからせようとするエジプト提案が否定されたことから、この原則が適用されるのは「紛争の平和的解決」の関してのみである。
- (81) E. Osieke, "The Legal Validity of Ultra Vires Decisions of International Organizations," *The American Journal of International Law*, Vol.77 (1983), p.249.
- (82) 藤田・前掲書(注2) 385頁。
- (83) I. C. J. Reports 1993, Separate Opinion of Judge Lauterpacht, p.440.
- (84) 藤田・前掲書(注2) 387頁; 植木俊哉「国際組織の国際違法行為と国際責任——国際責任法への一視座——」『国際法外交雑誌』第90巻4号(1991年) 70頁; 吾郷真一「国際経済開発と労働基準」『法政研究』第66巻2号(1999年) 217頁。
- (85) 藤田・前掲書(注2) 387頁; Karl Zemanek, "Is The Security Council The Sole Judge of Its Own Legality?" in Emile Yakpo & Tahar Boumedra (eds.), *Liber Amicorum - Mohamed Bedjaoui*, (Kluwer Law International, 1999), p.636-637.
- (86) I. C. J. Reports 1962, pp.164-165.
- (87) Goodrich & Hambro, *op. cit.*, (not.16), p.264; UNCIO Selected Documents, *op. cit.*, (not.14), pp.763-764.
- (88) 藤田・前掲書(注2) 339頁。
- (89) 則武輝幸助教授によると、リビアやハイチの決定は均衡を失っている疑いが強いとされる。則武・前掲論文(注7) 263頁。
- (90) 中谷和弘「最近の安全保障理事会決議をめぐる国際法上の若干の論点」『ジュリスト』No. 1058 (1994年) 40頁; 松井芳郎「国際連合と人道的援助および人道的干渉・上下」『法律時報』第68巻4号, 及び第68巻7号(1996年)。
- (91) 森川・前掲論文「強制措置と法の支配(二・完)」(注66) 55頁。
- (92) Yearbook of the International Law Commission, Vol.II, Part 2 (1976), pp.95-122.; 村瀬信也(監訳)「国家責任に関する条文注釈(1)(2・完)」『立教法学』No.23, 24 (1984, 1985) 参照。
- (93) Rosalyn Higgins, *Problems & Process — International Law and How We Use it*, (Oxford, 1994), pp.256-257.
- (94) *Ibid.*, p.257.
- (95) *Ibid.*, p.166.
- (96) Zemanek, *op. cit.*, (not.85), p.643.
- (97) S/RES/713, 25 September 1991.
- (98) S/RES/808, 22 February 1993.
- (99) S/25704 and Add.1.
- (100) S/RES/827, 25 May 1993.
- (101) S/RES/827 (1993), para.3-4.
- (102) 坂本一也「国際刑事裁判所設立構想に関する一考察——旧ユーゴ国際刑事裁判所と常設国際刑事裁判所設立構想」『法学』第59巻3号(1995年) 331頁; 伊藤哲雄「旧ユーゴ国際裁判所の法的な枠組みと問題点」『立教法学』No.40 (1994年) 258-259頁。
- (103) S/25704, para.28.
- (104) Zemanek, *op. cit.*, (not.85), pp.638-639.
- (105) 山本条太「国際の平和及び安全の維持と国家管轄権」村瀬信也=奥脇直也(編)『山本草二先生古稀記念 国家管轄権——国際法と国内法』(勁草書房・1998年) 676頁。
- (106) 小和田恒「国際機構の規範定立行為と国内法制——統治権能の国際的配分に関する一試論——」村瀬=奥脇・前掲書(注105) 688頁。
- (107) 伊藤・前掲論文(注102) 255頁; 坂本・前掲論文(注102) 参照。
- (108) Malone, *op. cit.*, (not.4), p.402.
- (109) UNCIO Selected Documents, *op. cit.*, (not. 14), pp.879-880.
- (110) 欧州共同体を設立する条約(ローマ条約)第173条。
- (111) シカゴ条約第84条。
- (112) Rosalyn Higgins, *The Development of International Law Through the Political Organs of The United Nations*, (Oxford,

- 1963), p.66.
- (113) 藤田・前掲書(注2) 229頁。
- (114) I. C. J. Reports 1980, pp.19-20 (テヘラン大使館員等人質事件); I. C. J. Reports 1984, pp. 435 (ニカラグア事件)。
- (115) 古川照美「国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール——その審査手続きについて——」『法政研究』第45巻3～4合併号(1979年) 133-137頁。例えば、ICAO理事会の管轄権事件、北部カメルーン事件、ロッカビー事件、ジェノサイド条約の適用に関する事件がこれに該当する。
- (116) 前掲, 133頁。
- (117) 前掲, 133頁。
- (118) 前掲, 134頁。
- (119) Jose E. Alvarez, “Judging the Security Council,” *The American Journal of International Law*, Vol.90 (1996), pp.20-23.
- (120) 古川・前掲論文「審査手続き」(注115)127-128頁。
- (121) I. C. J. Reports 1950, Dissenting Opinion of Judge Alvarez, p.15.
- (122) 藤田・前掲書(注2) 244頁。
- (123) Alvarez, *op. cit.*, (not.119) p.23.
- (124) I. C. J. Reports 1962, p.155; I. C. J. Reports 1971, p.27でも確認。
- (125) I. C. J. Reports 1947-48, p.61.
- (126) M. Virally, “Unilateral Acts of International Organizations,” in Mohammed Bedjaoui (ed.), *International Law: Achievements and Prospects*, (UNESCO, 1991), p.253.
- (127) 古川・前掲論文「審査手続き」(注115)149-150頁。古川教授によると、勧告的手続きが少数派国家の司法的救済のための実効的手段となるためには、①多数派国家による意見要請の独占を排し、一国家による単独の要請を自動的に可能にする方策が工夫されること、②事後的にかつ強制的に対世効を勧告的意見に付与する仕様が考案すること、が必要である。
- (128) I. C. J. Reports 1992, pp.3-113.
- (129) I. C. J. Reports 1993, pp.3-27.
- (130) S/RES/748, 31 March 1992; S/RES/883, 11 November 1993. 安保理は、リビアが国際テロリズムを支援し、容疑者の引渡を拒否することが「平和に対する脅威」を構成すると認定して、リビアに対して、武器禁輸、航空関係の断絶、外交関係の縮小、テロに関与したりビア人の入国の拒否・追放(決議748)、海外資産凍結、石油関連機器禁輸措置を決定(決議883)。
- (131) Thomas M. Franck, “The ‘Powers of Appreciation’: Who Is The Ultimate Guardian of UN Legality?,” *The American Journal of International Law*, Vol.86 (1992), p.521.
- (132) I. C. J. Reports 1992, p.14, para.37.
- (133) *Ibid.*, p.15, para.39.
- (134) Franck, *op. cit.*, (not.131), p.521. フランクによると、リビアの要請に対してICJがとりうる選択肢は以下の三つであったという。①本案においてリビアの主張が根拠のないものであるということが確認されるまで、決議748が求めている制裁を停止する、と判断すること。②この先決的な審理において、リビアが安保理の悪意(*mala fides*) 或いは、権限踰越が存在することを十分に立証していないことから、リビアの申し立てを却下すること。③仮保全措置を指示することは、ICJが安保理の憲章第7章に基づく決定が越権であるか否かを判断することになるので、いかなる段階においても、そのような救済を与えることはできないと判断すること。①と②はICJの安保理の決定に対する司法審査権を黙示的に前提としているのに対し、③のオプションは、ICJにこのような権限はないという司法消極主義に基づく判断であるといえる。本件において、ICJは2番目のオプションをとったと考えられる。
- (135) I. C. J. Reports 1992, Dissenting Opinion of Judge Bedjaoui, pp.48-49; Dissenting Opinion of Judge Weeramantry, pp.70-71; Dissenting Opinion of Judge Ranjeva, pp.74-77; Dissenting Opinion of Judge Ajibola, pp.88-93; Dis-

- senting Opinion of Judge El-Kosheri, pp.110-112.
- (136) I. C. J. Reports 1992, Separate Opinion of Judge Lachs, p.27.
- (137) I. C. J. Reports 1993, p.6.
- (138) *Ibid.*, pp.18-19, para.33.
- (139) *Ibid.*, p.19, para.34.
- (140) *Ibid.*, p.19, para.35. 本件において、管轄権の基礎とされているのは、ジェノサイド条約第9条の裁判条項であったため、ボスニア・ヘルツェゴビナが合法性を問題にしようとした安保理決議713の内容は、ジェノサイド条約と直接関係がないことから、審査の対象とはならなかった。この点で、ロッカビー事件と異なっている。杉原・前掲論文「安保理決定の司法審査について」(注75)35-38頁参照。
- (141) J. G. Merrills, "Interim Measures of Protection in the Recent Jurisprudence of the International Court of Justice," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.44, Part 1 (1995), p.131.
- (142) I. C. J. Reports 1993, Declaration of Judge Oda, pp.18-19. すべての国家は自国民を他国に引き渡すことを強制されないし、いかなる国家も自国内で犯された犯罪に対して刑事管轄権を有している。外国人が外国で行った行為であっても、その犯罪が自国の安全を害す場合、或いは、諸国の共通利益を害する犯罪に該当する場合には管轄権を及ぼすことができる。この権利は一般国際法上認められているものであり、必ずしもモンテリオール条約で保護されている権利とは関係しない。それゆえ、リビアが本件で保護を求めた権利は、モンテリオール条約上のものではなく、むしろ一般国際法上認められている権利の保護であると構成すべきである。
- (143) *Ibid.* 小田判事は本件はそもそもモンテリオール条約をめぐる紛争ではないとして管轄権の存在そのものを否定し、本件提訴後に採択された安保理決議の合法性の問題は、本件の請求とは無関係なものであると述べている。
- (144) Merrills, *op. cit.*, (not.141), p.131.
- (145) 古川・前掲論文「審査手続き」(注115)120頁。
- (146) Osieke, "The Legal Validity," *op. cit.*, (not.81), p.256.
- (147) Alvarez, *op. cit.*, (not.119), p.11-12.
- (148) *Ibid.*, p.12, note 66, 67.
- (149) 藤田・前掲書(注2)394頁。
- (150) 古川・前掲論文「権限踰越」(注66)114。
- (151) Osieke, "The Legal Validity", *op. cit.*, (not.81), p.243.
- (152) I. C. J. Reports 1960, pp.150-172.
- (153) Osieke, "The Legal Validity", *op. cit.*, (not.81), p.245.
- (154) 古川・前掲論文「権限踰越」(注66)107頁。
- (155) 古川・前掲論文「審査手続き」(注115)135頁。
- (156) 杉原教授は、ICJは問題となっている安保理決定の合法・違法を判断することにとどまらず、その決定の効果も判決で示す必要がある場合もあると述べる。事案によってはそれが訴訟の目的となることがあるためである。杉原高嶺・前掲書(注75)50-52頁。
- (157) Virally, "Unilateral Acts," *op. cit.*, (not.126), p.253.
- (158) 田畑茂二郎『国際法新講・下』(東信堂・1991年)164頁。
- (159) Goodrich & Hambro, *op. cit.*, (not.16), p.151.
- (160) *Ibid.*, p.172.
- (161) *Ibid.*, p.172.
- (162) アラン・プレ＝ジャン・ピエール・コット(中原喜一郎＝斉藤恵彦監訳)『コマンテール国際連合憲章 上』(東京書籍・1993年)402-403頁。
- (163) 前掲, 398-399頁。
- (164) Kelsen, *op. cit.*, (not.5), pp.193-197.
- (165) Goodrich & Hambro, *op. cit.*, (not.16), p.181.
- (166) *Ibid.*, p.164.
- (167) I. C. J. Reports 1954, p.59.
- (168) 藤田・前掲書(注2)396頁。
- (169) 山本条太・前掲論文(注105)660頁。
- (170) アラン・プレ＝ジャン・ピエール・コット・

- 前掲書（注162）359頁。
- (171) 藤田・前掲書（注2）396-397頁。
- (172) I. C. J. Reports 1962, Dissenting Opinion of Judge Bustamante, p.304.
- (173) Virally, “Unilateral Acts,” *op. cit.*, (not. 126), p.252.
- (174) Pollux “The Interpretation of the Charter,” *The British Year Book of International Law*, Vol.23 (1946), p.54, 56.
- (175) I. C. J. Reports 1971, p.49.
- (176) Osieke, “The Legal Validity,” *op. cit.*, (not. 81), p.255.
- (177) Kelsen, *op. cit.*, (not.5), p.95.
- (178) “Report of Special Committee on Reference to the ICJ of Questions of United Nations Operation,” *Proceedings of the American Society of International Law*, 44th Annual Meeting, (1950), p.267.
- (179) *Yearbook of the International Law Commission*, Vol.2 (1950), p.50.
- (180) GA/RES./377(v).
- (181) 高野雄一「いわゆる“平和維持活動”について——国連安全保障の現段階——」『国家学会雑誌』第83巻11・12号（1970-71年）22頁。
- (182) 高野雄一「『平和のための結集』決議」田岡良一先生還暦記念文集編集委員会（編）『田岡良一先生還暦記念論文集 国際連合の研究 第1巻』（有斐閣・1962年）；香西茂「国連軍」前掲『田岡良一先生還暦記念論文集』；香西・前掲書『国連の平和維持活動』（注78）29-36頁参照。
- (183) 神谷龍男（編著）『国際連合の基本問題』（酒井書店・1973年）28-72頁。UNSFは、国連の調停により締結された協定の中に、UNSFの設置が言及されており、この協定を総会が承認。それゆえ、授權者は総会とされる。但し、統轄権は大幅に事務総長に委託した。
- (184) 香西・前掲書『国連の平和維持活動』（注78）410頁。
- (185) Boutros Boutros-Ghali, Agenda for Peace, A/47/277-S/24111, United Nations, 1992.
- (186) *Ibid.*, para.5.
- (187) *Ibid.*, para.44.
- (188) 横田洋三（編）『国際組織法』（有斐閣・1999年）113頁。
- (189) 松井・前掲論文「人道的干渉・下」（注90）66-67頁；佐藤哲夫「冷戦後の国際連合憲章第7章に基づく安全保障理事会の活動——武力の行使に関わる二つの事例をめぐって——」『一橋大学研究年報 法学研究』26（1994年）131-135頁。
- (190) Virally, “Unilateral Acts of International Organization,” *op. cit.*, (not.126), p.255;Kelsen, *op. cit.*, (not.5), p.735.
- (191) 藤田・前掲書（注2）398頁。
- (192) I. C. J. Reports 1962, pp.151-308. ソ連を中心とする社会主義国は、国連緊急軍（UNEF）と国連コンゴ活動（ONUC）の国連活動は憲章違反であると判断し、フランス、ベルギーは、分担金の支払いは義務的なものではなく、任意であるとして、分担金の支払いを拒否。
- (193) 1965年6月、インドネシアはマレーシアが安保理、非常任理事国に選出されたことに反対して、脱退通告を行った。インドネシアは総会等に欠席し、内部機関の国旗や名札も撤去されたが、翌66年9月に総会への参加を再開した。この件について、総会は、インドネシアを脱退扱いにはしておらず、インドネシアが協力を停止したというにすぎない。従って、インドネシアはメンバーシップを失っていなかったと宣言。
- (194) Virally, “Unilateral Acts of International Organization”, *op. cit.*, (not.126), p.253.
- (195) *Ibid.*, p.254.
- (196) 杉原高嶺「同一の紛争主題に対する安全保障理事会と国際司法裁判所の権限」杉原高嶺（編）『小田滋先生古稀祝賀 紛争解決の国際法』（三省堂・1997年）515-517頁。杉原教授は、ロッカビー事件は一度有効に裁判に付された法律的問題について、平和の維持に関するその「主要な責任」を遂行するために緊急の必要がないのにも関わらず、政治的な思惑から強制的に司法の主題に介入したのであり、その行為を正当化

することはできない, と述べる。

(197) 古川・前掲論文「審査手続き」(注 115)113-114 頁。

(198) Secretary-General's Statement to General Assembly, "We the Peoples; The Role of the United Nations in the 21st Century," New

York, 3 April 2000.

(199) Alvarez, *op. cit.*, (not.119), p.13.

(200) 村瀬・前掲論文「NATO」(注 5) 参照。

(すずき みか 北海道大学法学研究科修士課程
修了)